

(2) 予 測

本事業の実施に伴う景観への影響について、予測内容は以下のとおりとした。

【土地又は工作物の存在及び供用】

- ・ 主要な(眺望)景観の改変の程度及び内容

注) 事業区域には主要な視点場や景観資源はなく、これらに対する直接的な改変の影響はない。

A. 主要な(眺望)景観の改変の程度及び内容

a. 予測方法

予測は、調査結果(現況写真)に対し、事業計画に基づき計画建築物を合成して計画建築物を含む完成予想図(フォトモンタージュ)を作成し、現況写真との比較を行うことにより、代表的な眺望地点からの景観の改変の程度を予測する方法とした。

予測手順は、図8.1.12-6に示すとおりである。

本事業は、景観法等に基づく届出に先立ち、「札幌市景観条例」に係る「景観プレ・アドバイス」を経て事業着手となる。

景観プレ・アドバイスは、札幌市景観審議会に設置された景観アドバイス部会が助言を行う制度であり、計画の進捗に応じて「構想段階景観プレ・アドバイス」及び「設計段階景観プレ・アドバイス」と段階的なステージがあるが、準備書及び評価書における予測の前に、「構想段階景観プレ・アドバイス」が開催された。構想段階景観プレ・アドバイスにおいて、当地区の景観形成の方針・留意事項等について助言を受け、その結果を都市計画の企画案へ反映した上で準備書及び評価書の予測を実施した。

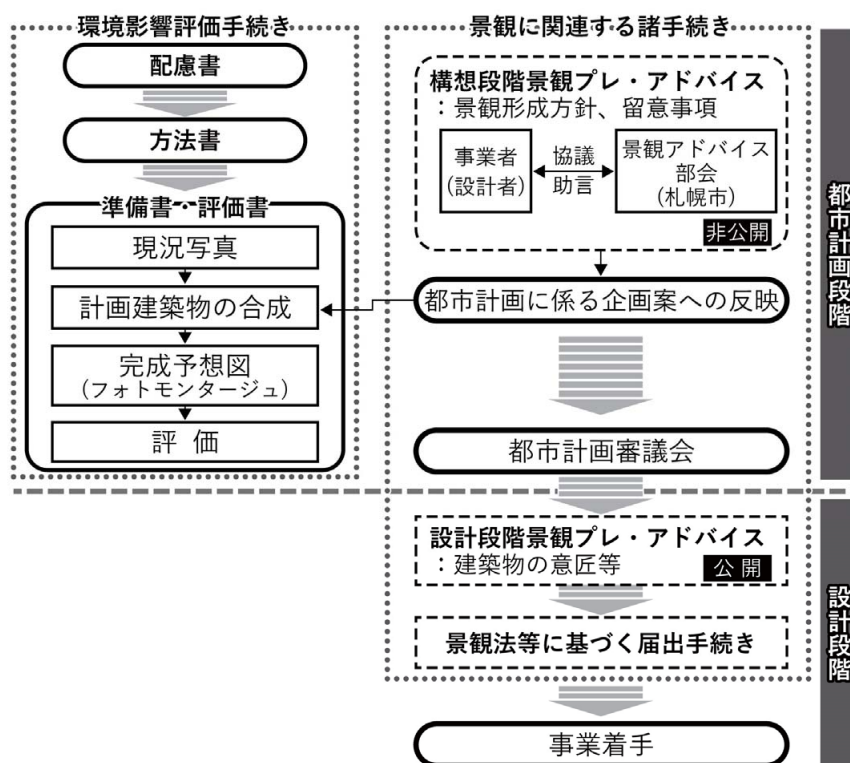


図8.1.12-6 景観の予測手順

b. 予測地域・予測地点

予測地域は、対象事業の実施により景観が影響を受けるおそれのある地域として、近景域と呼ばれる範囲(事業区域から約500mの範囲)及び主要な眺望地点とした。

予測地点は、現地調査と同様の12地点(地点1～12)とした(図8.1.12-1(1)～(2) (p.277～278) 参照)。

c. 予測時期

予測時期は、計画建築物の建設工事の完了後(建設後)における適切な時期とした。なお、計画建築物の建設後において竣工していると考えられる周辺開発(北8西1地区第一種市街地再開発事業)については、建設後のフォトモンタージュに反映した。

d. 予測結果

各予測地点における計画建築物建設後のフォトモンタージュ(夏季)は、建設後写真8.1.12-1～12(調査地点位置は図8.1.12-1(1)～(2) (p.277～278) 参照)に示すとおりである。

また、各予測地点からの眺望の変化の程度は、表8.1.12-8に示すとおりである。

近景域からは、計画建築物は、札幌市の市街地の既存中高層建築物とともに、建築物群の一構成要素となり、札幌市を象徴するランドマークとして、新たな都市的景観が形成されると予測する。また、壁面のスリット等による分節化及び高層部のセットバックにより、圧迫感の軽減を図っている。

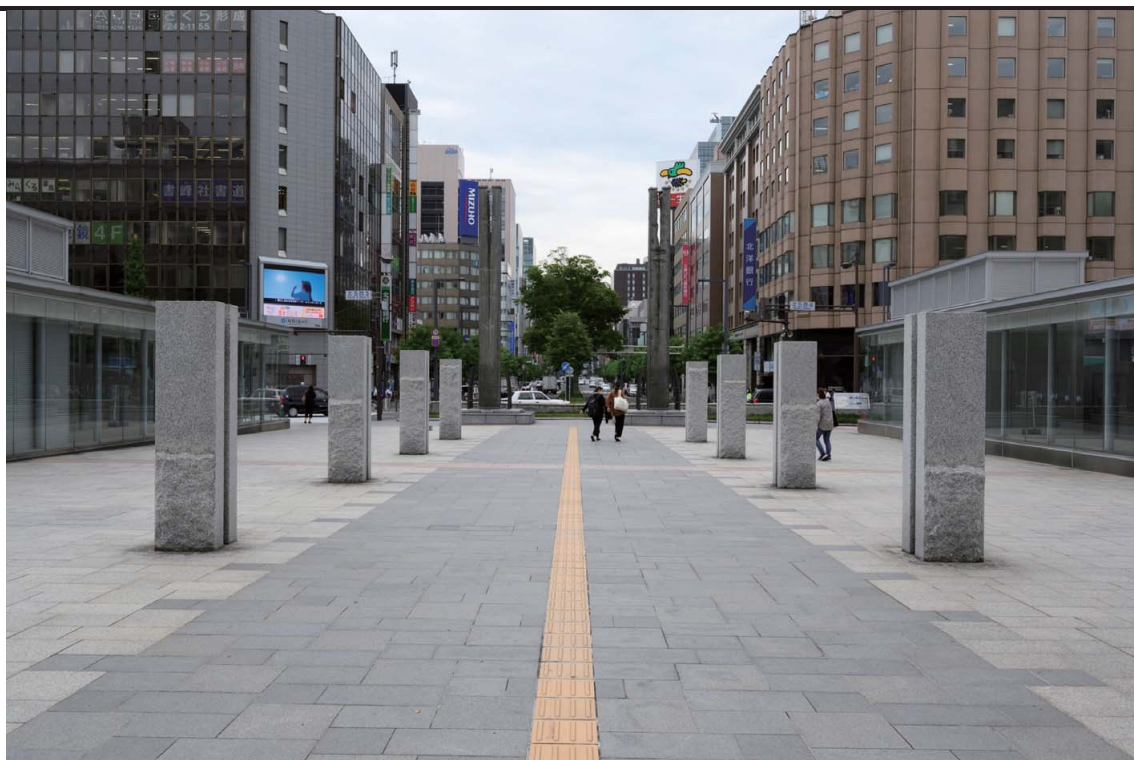
遠景域からは、計画建築物は、JR札幌駅周辺の高層建築物とともに一体となった都市的景観が形成されると予測する。

表8.1.12-8 各予測地点からの眺望の変化の程度

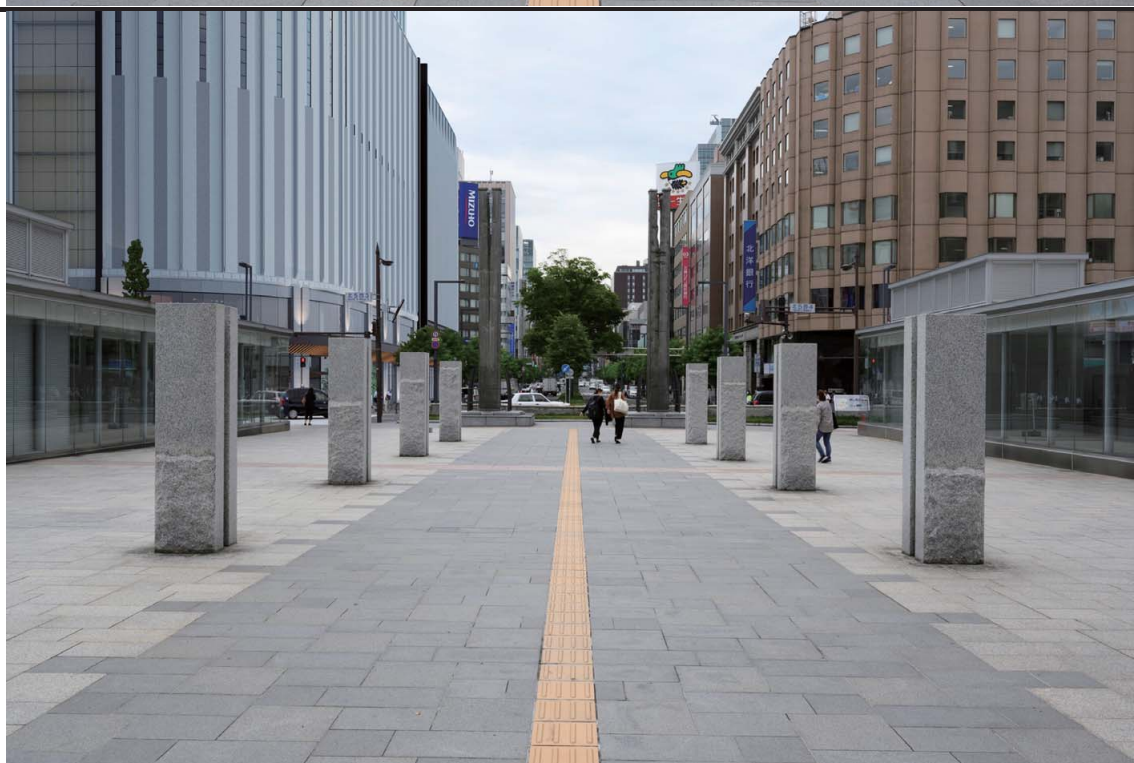
区分	地点	予測地点	眺望の変化の程度	事業区域からの方位・距離
近景域	1	札幌駅南口西	建設後は、北5条手稲通及び札幌駅前通沿いに計画建築物が出現する。計画建築物の低層部は札幌駅前通沿いの既存建築物とほぼ同程度の高さであり、壁面のスリット等による分節化により、圧迫感の軽減を図っている。札幌駅周辺を象徴するランドマークとして、新たな都市的景観が形成される。	事業区域北北西側 約80m
	2	札幌駅南口東	建設後は、北5条手稲通沿いに計画建築物が出現する。計画建築物は壁面のスリット等による分節化により、圧迫感の軽減を図っている。札幌駅周辺を象徴するランドマークとして、新たな都市的景観が形成される。	事業区域北側 約80m
	3	北4条通創成川	建設後は、北4条通沿いの既存中高層建築物に並んで、計画建築物の低層部及びセットバックした高層部が出現する。札幌駅周辺を象徴するランドマークとして、新たな都市的景観が形成される。	事業区域東側 約300m
	4	札幌市北3条広場(アカプラ)東端	建設後は、札幌駅前通沿いの既存中層建築物に並んで、計画建築物の低層部及びセットバックした高層部が出現する。札幌駅周辺を象徴するランドマークとして、新たな都市的景観が形成される。	事業区域南南西側 約160m
	5	交差点(北5西6)	建設後は、北5条手稲通沿いの既存中層建築物の先に、計画建築物の低層部が眺望される。既存中層建築物と同程度の高さであり、景観の変化は小さい。	事業区域西側 約290m
	6	札幌駅北口交番	建設後は、JR札幌駅の背後に、計画建築物が出現する。JRタワーとともに建築物群を構成し、札幌駅周辺を象徴するランドマークとして、新たな都市的景観が形成される。	事業区域北側 約360m
	7	交差点(北7西1)	建設後は、創成川通沿いの既存中層建築物の背後に、計画建築物が出現する。壁面のスリット等による分節化により、板状のイメージは軽減され、札幌市を象徴するランドマークとなり、新たな都市的景観が形成される。	事業区域北東側 約420m
	8	時計台	建設後は、西3丁目線沿いの既存中層建築物の先に、計画建築物が出現する。壁面のスリット等による分節化により、板状のイメージは軽減され、札幌市を象徴するランドマークとなり、新たな都市的景観が形成される。	事業区域南南東側 約400m
	9	交差点(北1西6)	建設後は、西6丁目線沿いの既存中層建築物の背後に、計画建築物の高層部の一部が眺望される。既存中層建築物と同程度の高さであり、景観の変化は小さい。	事業区域南南西側 約530m
展望台等	10	JRタワー展望室T38	建設後は、札幌市の市街地の既存建築物の中に計画建築物が出現する。計画建築物は予測地点の直近にあり、高層部は遠方の山並みのスカイラインを越えるが、壁面のスリット等による分節化により、板状のイメージは軽減され、札幌市を象徴するランドマークとなり、新たな都市的景観が形成される。	事業区域北北東側 約170m
	11	さっぽろテレビ塔展望台	建設後は、札幌市の市街地の既存建築物の中に計画建築物が出現する。既存の中高層建築物とともに、建築物群の一構成要素となり、札幌市を象徴するランドマークとして、新たな都市的景観が形成される。	事業区域南東側 約640m
	12	もいわ山山頂展望台	建設後は、計画建築物はJR札幌駅周辺の高層建築物とともに一体となった都市的景観が形成される。	事業区域南南西側 約5,000m

注) 「事業区域からの方位・距離」は、事業区域中央付近からの方位及び事業区域境界からの距離を示す。

現
況



建
設
後

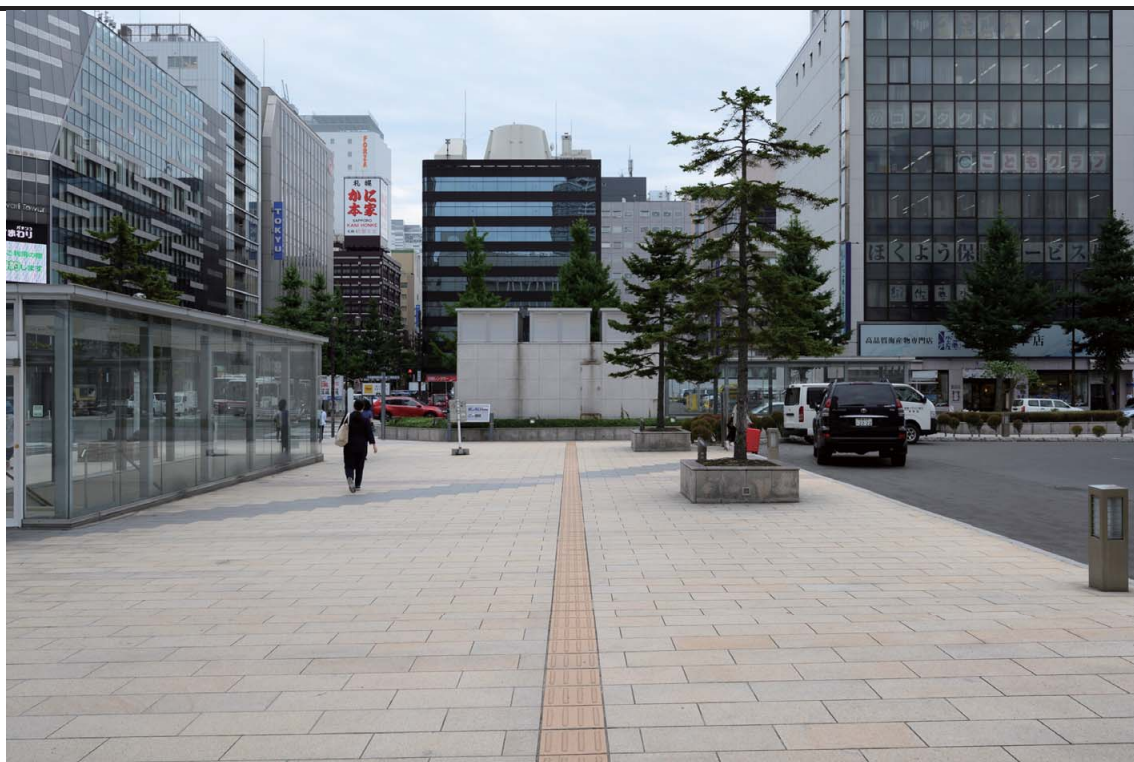


注) 評価書時点における計画であり、今後の設計及び関係機関等との協議等により、変更となる可能性がある。



建設後写真8.1.12-1 地点1：札幌駅南口西からの景観の変化(夏季)

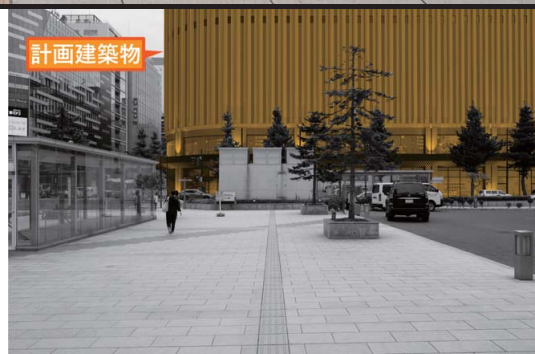
現
況



建
設
後



注) 評価書時点における計画であり、今後の設計及び関係機関等との協議等により、変更となる可能性がある。

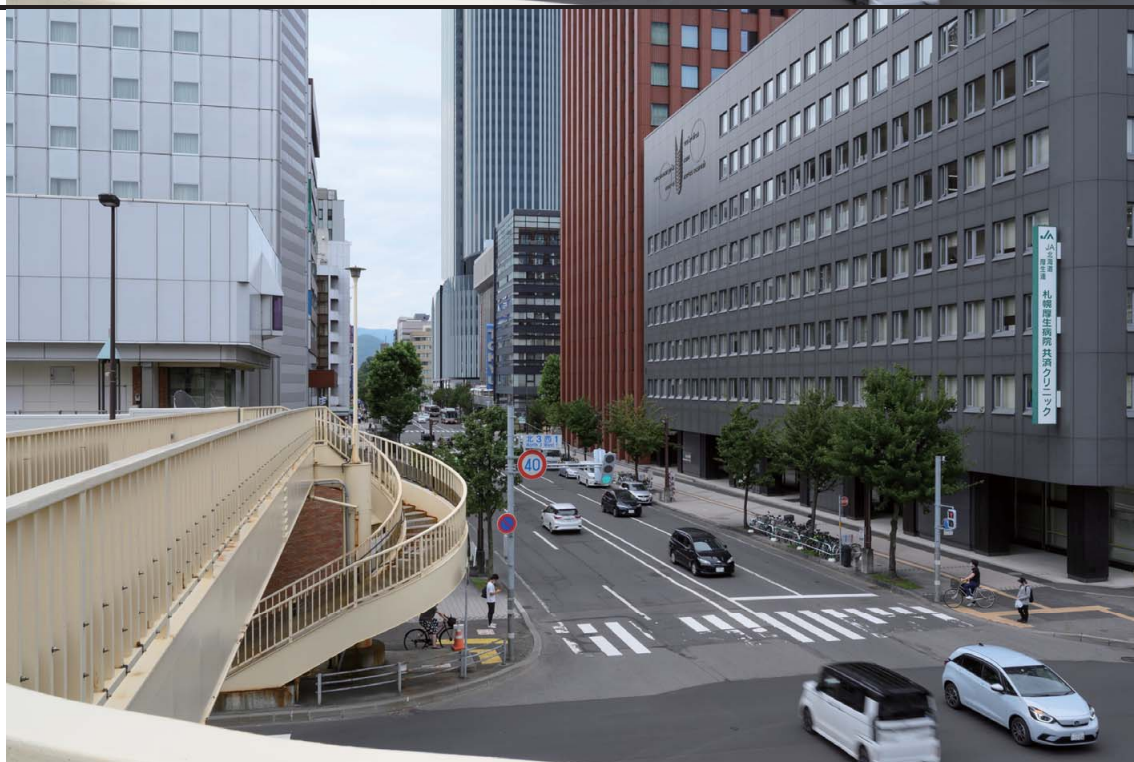


建設後写真8.1.12-2 地点2：札幌駅南口東からの景観の変化(夏季)

現
況



建
設
後

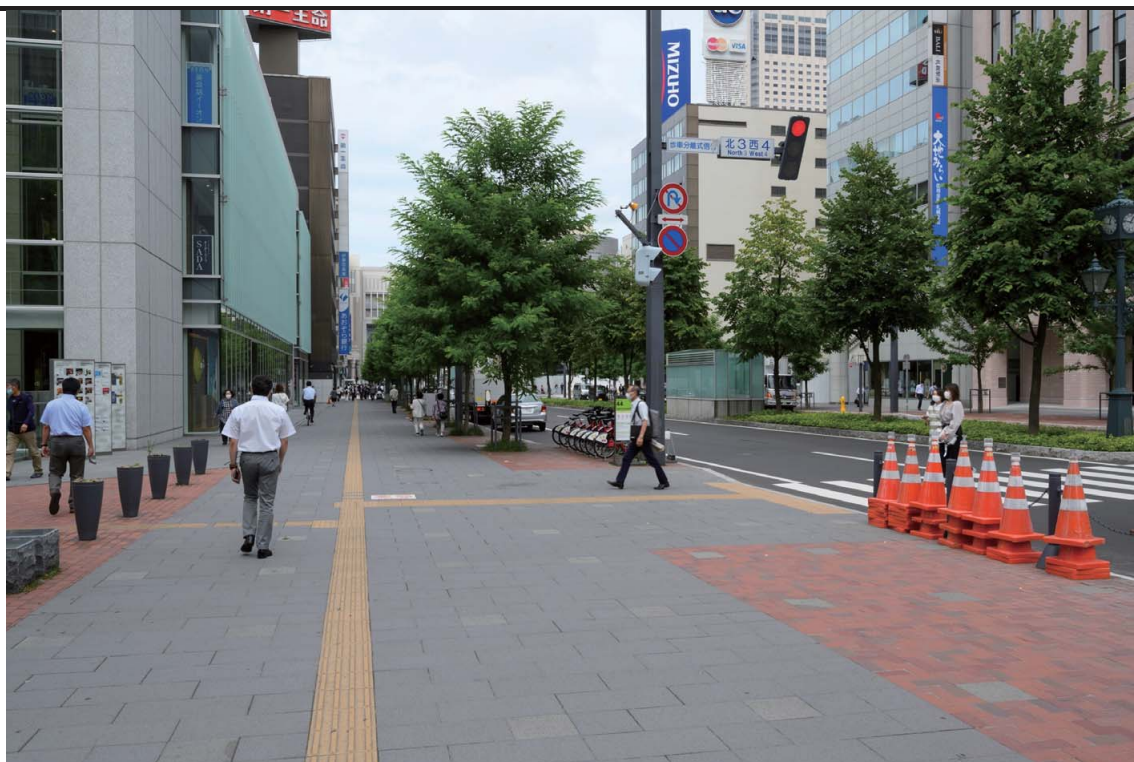


注) 評価書時点における計画であり、今後の設計及び関係機関等との協議等により、変更となる可能性がある。



建設後写真8.1.12-3 地点3：北4条通創成川からの景観の変化(夏季)

現
況



建設後



注) 評価書時点における計画であり、今後の設計及び関係機関等との協議等により、変更となる可能性がある。



建設後写真8.1.12-4 地点4：札幌市北3条広場(アカプラ)東端からの景観の変化(夏季)

現
況



建設後



注) 評価書時点における計画であり、今後の設計及び関係機関等との協議等により、変更となる可能性がある。



建設後写真8.1.12-5 地点5：交差点(北5西6)からの景観の変化(夏季)

現
況



建設後

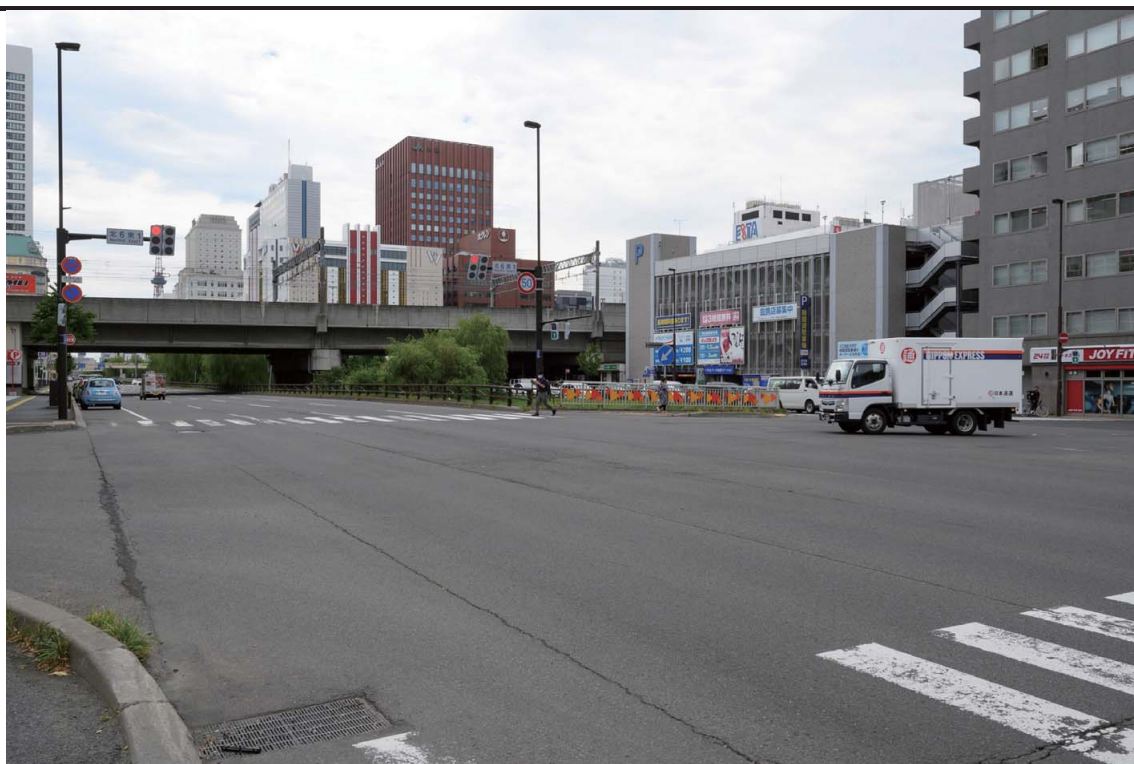


注) 評価書時点における計画であり、今後の設計及び関係機関等との協議等により、変更となる可能性がある。

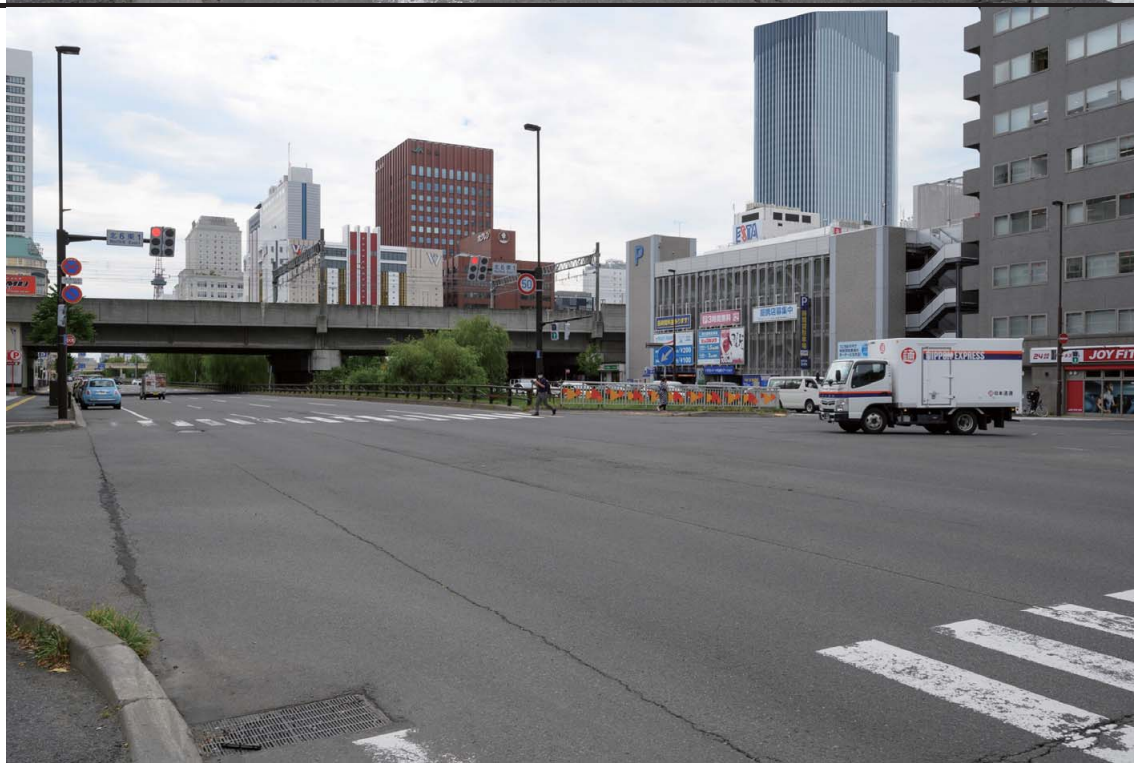


建設後写真8.1.12-6 地点6：札幌駅北口交番からの景観の変化(夏季)

現
況



建
設
後

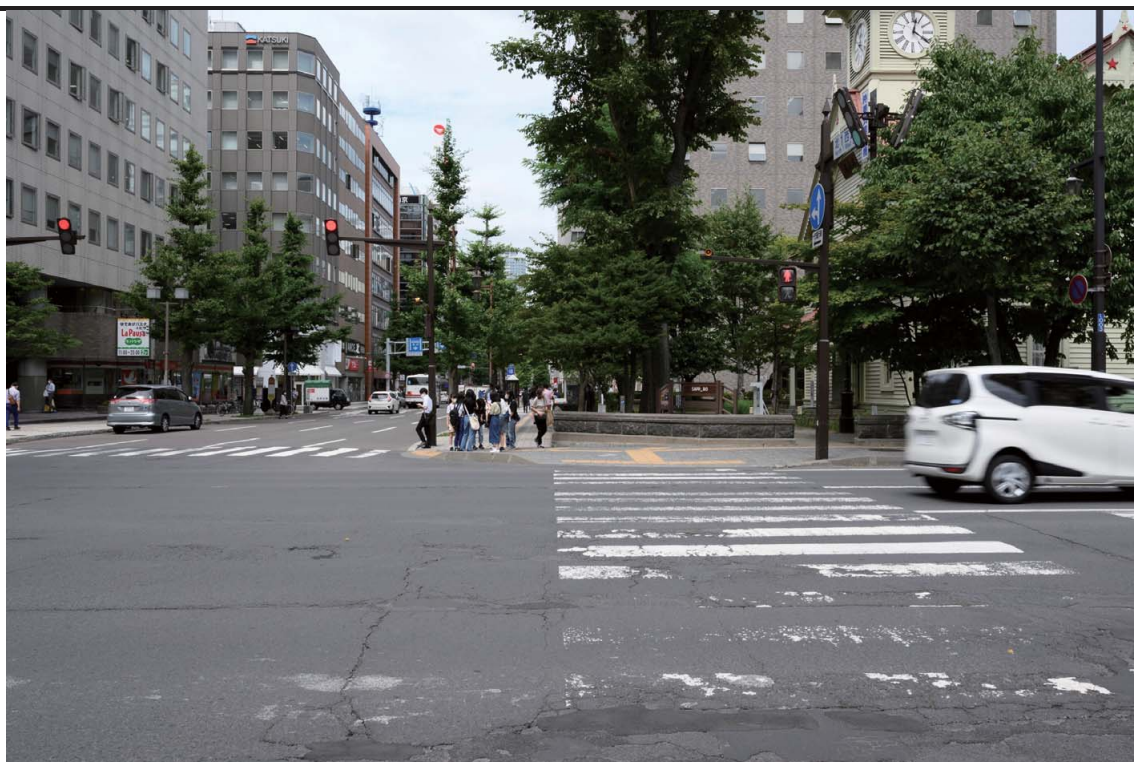


注) 評価書時点における計画であり、今後の設計及び関係機関等との協議等により、変更となる可能性がある。

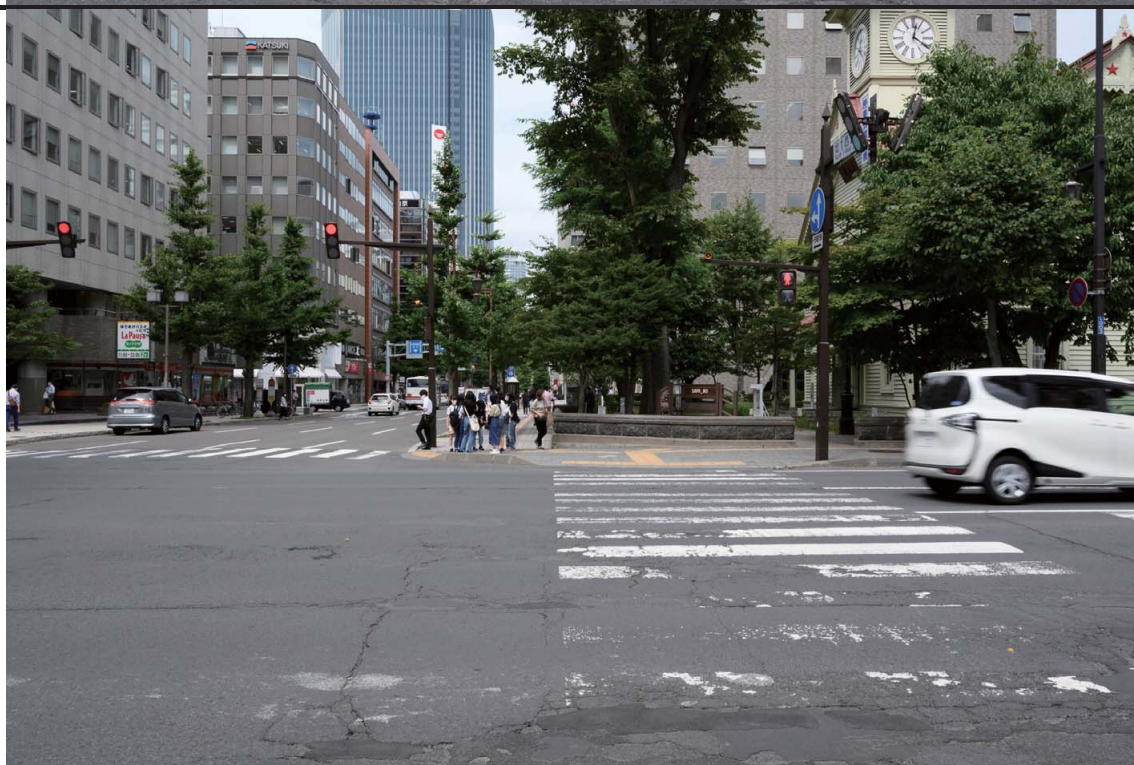


建設後写真8.1.12-7 地点7：交差点(北7西1)からの景観の変化(夏季)

現
況



建
設
後



注) 評価書時点における計画であり、今後の設計及び関係機関等との協議等により、変更となる可能性がある。

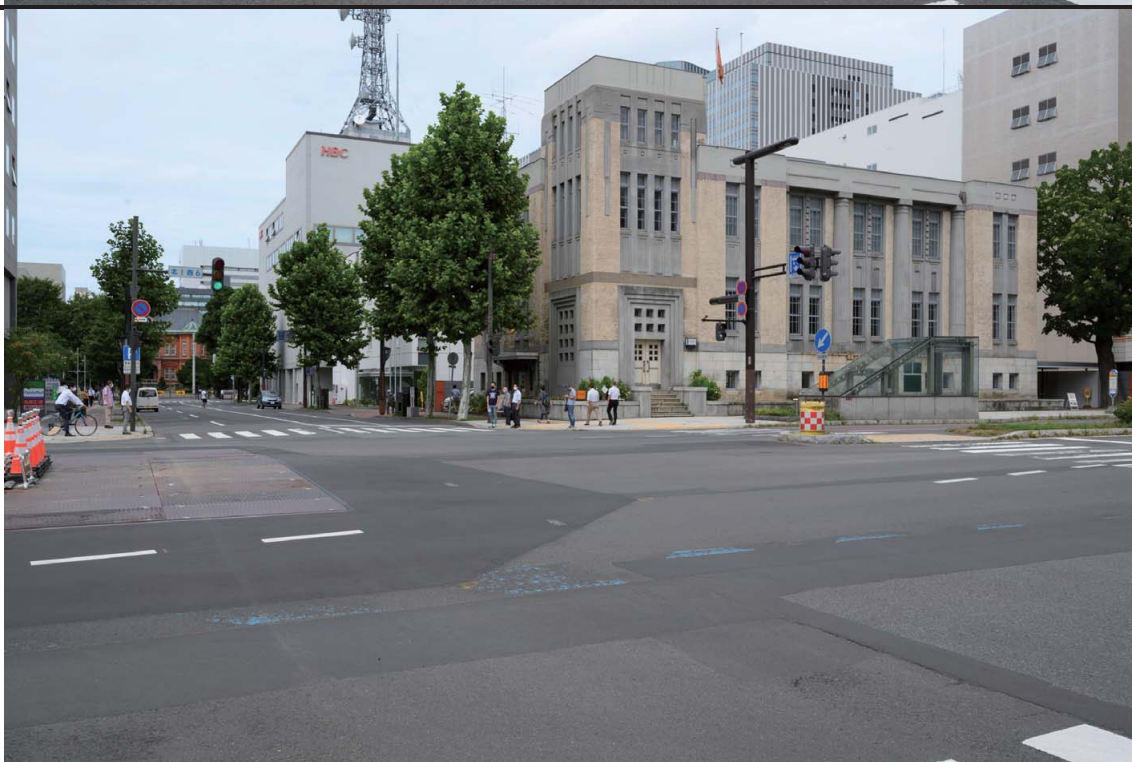


建設後写真8.1.12-8 地点8：時計台からの景観の変化(夏季)

現
況



建
設
後



注) 評価書時点における計画であり、今後の設計及び関係機関等との協議等により、変更となる可能性がある。



建設後写真8.1.12-9 地点9：交差点(北1西6)からの景観の変化(夏季)

現
況



建
設
後



注) 評価書時点における計画であり、今後の設計及び関係機関等との協議等により、変更となる可能性がある。



建設後写真8.1.12-10 地点10：JRタワー展望室T38からの景観の変化(夏季)

現
況



建
設
後

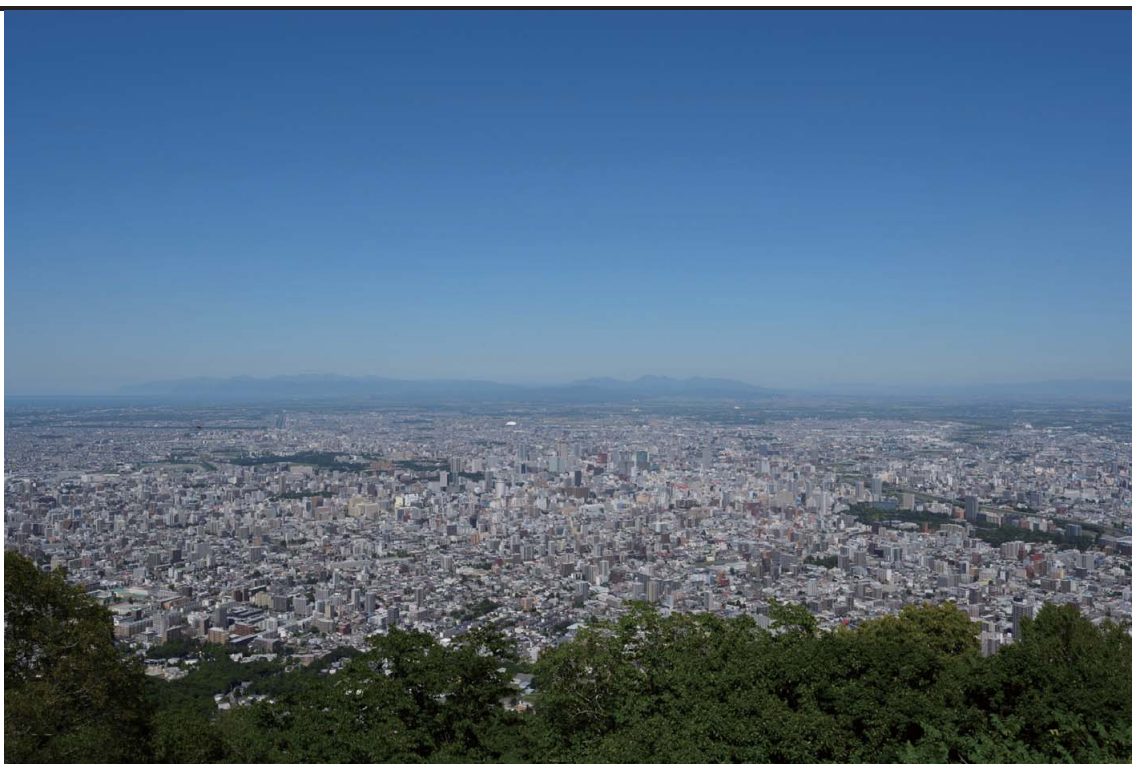


注) 評価書時点における計画であり、今後の設計及び関係機関等との協議等により、変更となる可能性がある。



建設後写真8.1.12-11 地点11：さっぽろテレビ塔展望台からの景観の変化(夏季)

現
況



建
設
後



注) 評価書時点における計画であり、今後の設計及び関係機関等との協議等により、変更となる可能性がある。



建設後写真8.1.12-12 地点12：もいわ山山頂展望台からの景観の変化(夏季)

この他、事業区域近傍の高層部を含む景観として、不特定多数の人々が特に往来・滞留すると考えられる札幌駅南口駅前広場において、広角レンズ(焦点距離14mm(35mm版換算))を用いて撮影し、フォトモンタージュを作成した。札幌駅南口駅前広場における、高層部を含む景観の変化の程度は、建設後写真8.1.12-13に示すとおりである。

計画建築物の高層部は、事業区域北側境界からの後退距離をできる限り確保する計画であり、計画建築物高層部による札幌駅南口駅前広場への圧迫感の軽減を図るとともに、札幌駅南口駅前広場及び札幌駅前通の既存建築物と連続する高さの基壇部(約60m)とすることなど、周辺の街並みと調和するよう配慮していると予測する。



現 況



撮影地点位置図



建設後

建設後写真8.1.12-13 札幌駅南口駅前広場における高層部を含む景観(参考)(左：現況 右：建設後)

注1)不特定多数の人々が特に往来・滞留すると考えられる札幌駅南口駅前広場において、広角レンズ(焦点距離14mm(35mm版換算))を用いて撮影し、フォトモンタージュを作成した。

注2)高層部全体が視認できる撮影範囲となるように、札幌駅南口駅前広場の広場端から撮影を行った。

注3)評価書時点における計画であり、今後の設計及び関係機関等との協議等により、変更となる可能性がある。

(3) 環境保全のための措置

景観に係る環境保全のための措置の内容は、表8.1.12-9に示すとおりとした。

表8.1.12-9 環境保全のための措置の内容(景観)

項 目	保全措置のための措置の内容	事業計画 で検討	予測への 反映
土地又は 工作物の 存在及び 供用	・計画建築物の形状、色彩等が周辺の街並みと調和するよう努める。	○	—
	・高層部を事業区域南側に配置することで、事業区域北側の札幌駅南口駅前広場への高層部による圧迫感の軽減に努める。	○	○
	・札幌駅南口駅前広場及び札幌駅前通の既存建築物と連続する高さの基壇部(約60m)とし、周辺の街並みとの調和を図るとともに、囲われ感や一体感の感じられる広場、通りの空間形成を図る。	○	○
	・札幌駅南口駅前広場に面して滞留空間を設け、駅前広場からの賑わいを受け止め、駅前としての賑わいある景観形成を図る。	○	—
	・「札幌市景観計画」に規定される景観計画重点区域のうち、事業区域が含まれる「札幌駅前通北街区地区」及び「札幌駅南口地区」の景観形成基準等に示される緑化計画(表2.2-7 参照)等を参考とし、屋内外で緑が感じられ、四季の彩りを演出するよう、植栽の種類や配置に配慮した計画とする。	○	—

(4) 評 価

A. 評価方法

評価方法は、札幌市景観計画における景観に関する目標等との比較及び環境影響の程度を予測し、事業計画の中で実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する方法とした。

B. 評価結果

a. 基準・目標との比較

札幌市景観計画によると、現況の札幌駅前通は、札幌駅南口駅前広場からの見通し景(ビスタ)が効いた統一感のある通りが形成されている。『札幌駅前通北街区地区』においても、街並みの目標像とする『都市形成の歴史を活かした統一感のある街並み』の中で中高層部の壁面位置の連続性が謳われている。計画建築物は、高さ約60mの基壇部を配置し、周辺の既存建築物との連続性に配慮する計画であり、札幌駅前南口駅前広場からの見通し景に配慮した統一感のある街並みの形成に寄与すると評価する。

また、『札幌駅南口地区』における誘導基準では、札幌駅前南口広場からの広がり感を演出するため、中高層部の圧迫感の軽減や、隣り合う建築物等とのスカイラインの連続性に配慮するよう謳われている。計画建築物の高層部は、事業区域北側境界からの後退距離をできる限り確保する計画であり、計画建築物高層部による札幌駅南口駅前広場への圧迫感の軽減が図られていると評価する。

b. 回避・低減に係る評価

本事業では、高層部を事業区域南側に配置することで、事業区域北側の札幌駅南口駅前広場への高層部による圧迫感の軽減に努めること、札幌駅南口駅前広場及び札幌駅前通の既存建築物と連続する高さの基壇部(約60m)とすることなど、周辺の街並みと調和するよう配慮しており、景観への影響は、事業者の実行可能な範囲内で回避・低減されていると評価する。

8.1.13 人と自然との触れ合いの活動の場

(1) 調 査

A. 調査内容

本事業の実施に伴う人と自然との触れ合いの活動の場への影響について、予測・評価に係る基礎資料を得ることを目的として、下記項目について調査した。

a. 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

(ア) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

(イ) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況

B. 調査地域・調査地点

調査地域・調査地点は、本事業の実施による人と自然との触れ合いの活動の場への影響が予想される範囲を含む地域とした。

人と自然との触れ合いの活動の場に係る調査地域は、図8.1.13-1に示す2地点(地点A：赤れんが庁舎前庭周辺、地点B：創成川公園)とした。

C. 調査方法

調査は、調査資料(札幌市ホームページ「観光統計データ」、北海道ホームページ「赤れんが庁舎の紹介ページ(総務部総務課)」等)を収集・整理・解析する方法とした。

D. 調査期間及び時期

調査期間及び時期は、調査地域の特性を考慮して、適切かつ効果的に人と自然との触れ合いの活動の場の状況を把握できる期間及び時期とした。

E. 調査結果

a. 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

(ア) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

事業区域周辺の主要な人と自然との触れ合いの活動の場は、図8.1.13-1に示したとおり、「赤れんが庁舎前庭周辺」及び「創成川公園」がある(表8.1.13-1 参照)。

表8.1.13-1 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

地点	名 称	概 要
A	赤れんが 庁舎前庭周辺	赤れんが庁舎前庭には約1,000本の樹木があり、赤れんが庁舎を訪れる人々の散策の場となっている。 美しい庭園で四季を感じることができ、春には桜やライラック、夏には豊かな緑やハマナス、秋には紅葉と季節ごとに異なる表情を見せてくれる場で、写真スポットとして人気が高い。
B	創成川公園	創成川公園は、創成川の東西をつなぐ交流と憩いの場として、南北アンダーパスの連続化により生まれた地上部に整備された。 都心部における貴重な水辺と四季折々に楽しむことができる植栽による潤いあふれる空間となっている。

出典：「赤れんが庁舎の紹介ページ(総務部総務課)」(北海道ホームページ 令和3年5月閲覧)
「札幌市ホームページ(施設案内)」(令和3年5月閲覧)
「創成川公園MAP&GUIDE」(札幌市)



凡
例

- : 事業区域(予定)
- : 施行区域(予定)
- : 事業区域から500mの範囲
- : 人と自然との触れ合いの活動の場(地点A～B)

図8.1.13-1 人と自然との触れ合いの
活動の場に係る調査地域

0 100 200 500m
1 : 10,000



(4) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況

1) 赤れんが庁舎前庭周辺(地点A)

「赤れんが庁舎」(現在リニューアル工事のため閉館)は、重要文化財として国の指定を受けた、北海道を代表する歴史的建造物であり、国内外から年間約60～70万人以上が訪れる道内有数の観光スポットである。しかし、近年、建物の内部・外部ともに劣化が進んでいることから、道では耐震対策を含めた改修を行うこととし、「赤れんが庁舎リニューアル基本指針」(平成31年3月 北海道)を策定した。

道では、これまで赤れんが庁舎を行政庁舎としてのほか、北海道の歴史などを伝える展示やコンサート等の文化発信の場として活用してきたが、今後の改修を機に、北海道の文化・観光情報の発信拠点施設として位置づけ、館内の展示や活用方法を全面的に見直し、施設の魅力向上を図ることとしている。

この指針の中で、「前庭の活用」についても記載されており、その内容は以下のとおりである。

1 前庭の概要

赤れんが庁舎の前庭は「北海道自然環境等保全条例」において、市街地における貴重な緑地として「道庁本庁舎前庭環境緑地保護地区」に指定されており、およそ1万8千平方メートルの敷地に約100種、約1,000本もの樹木が植えられ、都心部の小さな森として季節ごとに花々を鑑賞できるほか、南北には美しい汀線を持つふたつの池があり、道民の憩いの場として機能している。

また、北海道議会庁舎跡地の一部については、今後、前庭と一体的な活用が可能となるような整備について検討していることから、本章における「前庭」にはこれを含める。

2 前庭の活用の基本的な考え方

重要文化財の象徴的な外観や都心の貴重な自然を楽しめる場として道内外の人々に広く開放することを基本とし、季節ごとに様々な催事を開催するなど、来訪者の憩いと交流の場として、都心エリアのにぎわい創出を目指す。

赤れんが庁舎や札幌市北3条広場などの周辺施設と連動した催事や複数の企業・団体の協同によるイベントなど、「オール北海道」で北海道の魅力を発信する取組を推進する。

また、前庭における催事を赤れんが庁舎の施設運営における事業のひとつとして位置づけることを検討する。

活用にあたっては、都心部において明治の雰囲気を残す貴重なエリアであり、庁舎敷地内であることに鑑み、自然環境や景観への配慮のほか、公共性や公平性等の観点から、一定のルールが必要である。その上で、企業等が利用しやすい仕組みや道民等が訪れやすくなる工夫が求められる。

また、利用促進を図る観点から、現状、統一されていない前庭の呼称についても検討する。

3 前庭の活用

(1) 自然資源を活かした活用例

現状の植栽や池などの自然資源を活用し、都心部における環境教育への活用やアクティビティ・プログラムを展開する。また、自然を利用したアート表現等の導入によって、集客性の高い演出・装飾を行う。

ア 池周辺の演出

季節に合わせて、南北の池を音響や照明で演出し、音楽イベント等も開催季節

イ アウトドア体験

都心の貴重な緑の中でのシティ・キャンプ等のアウトドア体験を提供し、道内各地の本格的なアクティビティ体験につなげる。

ウ 景観スポットの紹介

赤れんが庁舎の美しい外観を楽しめるスポットを紹介

出典：「赤れんが庁舎リニューアル基本指針」(平成31年3月 北海道)

(2) 催しと集いの場としての活用例

事業者や団体に対し前庭の一部分を貸し出して前庭を都心部の憩いの空間として開放し、夏季のオープンカフェ運営や定期的なマルシェの開催など、にぎわいを創出する。

ア ガーデンカフェ

庁舎内の飲食機能との連動・拡張のほか、期間限定の特定の食材等をテーマとしたカフェの開設やウェディングパーティの開催

イ マルシェ

北海道の地域物産等を中心としたフードフェアなど、諸団体との連携による青空フェスティバルの開催

ウ プロジェクションマッピング

赤れんが庁舎の外壁に併せて映像を投影する演出

(3) 冬季の活用例

寒冷対策を施した仮設ドーム空間の設置や、雪を利用した遊びの催事など、冬の北海道の魅力を発信する。

ア 雪像の製作

さっぽろ雪まつりの時期に合わせて、企業協賛等による雪像を設置。季節の風物詩としての定着をねらう。

イ 冬のライフスタイル体験

雪を題材にしたアクティビティ・プログラムを提供。主に道外からの来訪者に向け、雪と共存する北海道の暮らしのワークショップや雪遊び、スノーシュー体験等のアトラクションを開催し、北海道の冬のライフスタイルを発信

ウ 雪景色の魅力を活かしたイルミネーション

周辺施設等と連携し、前庭をイルミネーション等で彩り、夜のにぎわい演出をねらう。

(4) 赤れんが庁舎のライトアップ

都心部の夜間の景観の魅力向上とにぎわい創出に寄与するため、赤れんが庁舎の投光手法の見直しを検討する。

検討に当たっては国内外の歴史的建造物の事例を参考にし、都心部のアイストップとしての存在感を発揮する手法を目指す。

出典：「赤れんが庁舎リニューアル基本指針」（平成31年3月 北海道）

また、赤れんが庁舎前庭周辺を含む赤れんが庁舎利用者数の推移は、表8.1.13-2に示すとおりである。

赤れんが庁舎は令和元年10月からリニューアル工事のため閉館しており、令和元年度の利用者数は減少しているが、平成27年度から平成30年度にかけては利用者数が増加しており、平成30年度の利用者数は年間約70万人である。

表8.1.13-2 赤れんが庁舎前庭周辺を含む赤れんが庁舎利用者数の推移

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用者数(人)	610,219	650,408	689,580	695,905	412,266※

※：赤れんが庁舎は令和元年10月からリニューアル工事のため閉館している。

出典：「観光統計データ」（札幌市ホームページ 令和3年5月閲覧）

「令和2年度版 札幌の観光」（令和2年10月 札幌市）

2) 創成川公園(地点B)

事業区域から約500mの範囲にある大通の北側に位置する北1条、北2条箇所の状況は、図8.1.13-2に示すとおりである。

当該公園には、「まちと人をつなぐアート」、「札幌を表現するアート」をコンセプトとして、図8.1.13-3(1)～(2)に示すアート作品が設置されている。

〈コンセプト〉

『まちと人をつなぐアート』

- ・人が自然に集まる、驚きと楽しさにあふれた魅力的な空間を創出する。
- ・主要な結節点やその広場空間を独自の魅力を発する場とする。
- ・人と人との交流を誘う、体験型のアートワークを設置する。

『札幌を表現するアート』

- ・札幌のまちの持つ多様な歴史、自然、文化などを表現する。
- ・整備エリアの7つのブロックを一連の空間としてつなげる役割を果たす。
- ・個々の作品は、人と水辺を結びつけ、関連しながら全体として「物語の軸」を形成する。

出典：「創成川公園」（創成川公園管理事務所ホームページ 令和3年5月閲覧）

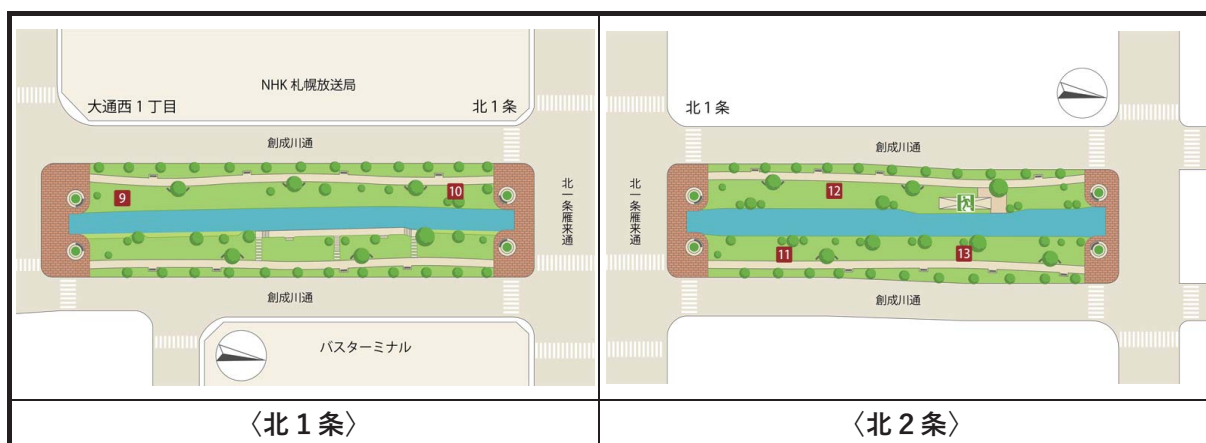


図8.1.13-2 創成川公園(北1条、北2条)

出典：「創成川公園」（創成川公園管理事務所ホームページ 令和3年5月閲覧）

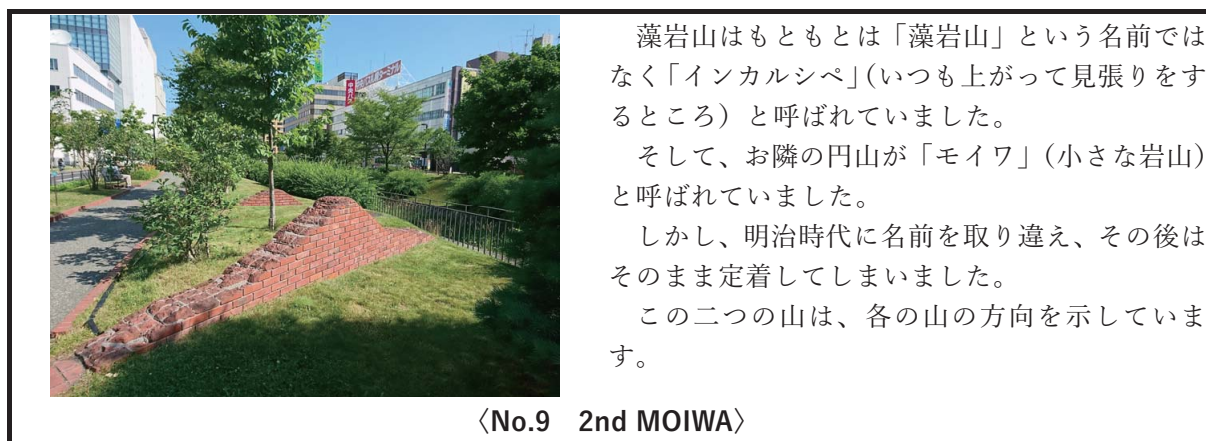


図8.1.13-3(1) アート作品(北1条)

出典：「創成川公園」（創成川公園管理事務所ホームページ 令和3年5月閲覧）



〈No.10 SAPPORO SUNDIAL〉

これは、札幌の時間を知るための日時計です。
人が関わってはじめて意味を持つ日時計です。

太陽の動きと自分の影によって時間を知るということは、都市の暮らしの中では忘れがちな、人と自然との関係に気づくきっかけとなります。



〈No.11 KAMOKAMO STEP〉

創成川の上流、中島公園を鴨々川という川が流れています。

明治時代には、現在の南7条付近の川沿いに、リンゴやナシの果樹園があったそうです。
これはちょうど鴨々川の方角を示していて、自然にふれあいながら、川の歴史にも触れるきっかけとなっています。



〈No.12 SAPPORO SOUND SOFA〉

街には、様々な音があります。

このベンチは、札幌のまちを音で感じるベンチです。

座ったとき、ちょうど頭の所に、集音に適したパラボラアンテナと同じ角度のへこみがついています。

このベンチは、時計台の方角を向いていて、よく耳を澄ますと、鐘の音が聞こえるかもしれません。



〈No.13 Christmas Present from SAPPORO〉

日本基督教団札幌教会の向かいには、一本のもみの木が植えられています。

その足下には、リボンの彫刻が施された、大小様々な四角い煉瓦が数個あります。

小さな子どもから大人までが、自分のサイズで座れるベンチとなっています。

もみの木のツリーと煉瓦のプレゼントは、クリスマスにこの場所を訪れる人たちへの札幌からの贈り物となります。

図8.1.13-3(2) アート作品(北1条、北2条)

出典：「創成川公園」(創成川公園管理事務所ホームページ 令和3年5月閲覧)

また、ボランティアとして、表8.1.13-3のように、公園ボランティア、企業・団体ボランティアの活動がなされている。

表8.1.13-3 創成川公園に係るボランティア活動の状況

区 分		活動内容
公園 ボランティア	植物 ボランティア	公園内の「ライラック」、「ヘメロカリス」をはじめとした樹木や花の管理をするボランティアです。 毎週火曜日の午前中、公園に集まって活動しています。 11月から3月の冬期間は、樹名板作成などの活動を行っています。
	お助け隊	公園の清掃や雑草取り、イベントのお手伝いなど、公園のいろいろなことに関わって活動しています。 活動日は、毎週水曜日の10時から12時です。 1月と3月に行うスノーキャンドルイベント「創成川まちの灯り」の企画運営もしています。11月から3月にはその準備やロウソク作りを行います。
	花くらぶ	公園内にあるコンテナや花壇の花の選定から植え込みやお手入れ片付けまでを行っています。 活動日は、4月から10月の毎週木曜日10時から12時です。 冬の間に、次の年に植え込む花苗を選ぶミーティングを行います。
企業・団体 ボランティア	—	〈まんなか広場 清掃ボランティア〉 平日の午後2時頃、雨が降っていなければ、創成川公園の大通との交差点「まんなか広場」のゴミ拾いとベンチの清掃活動を、「さっぽろテレビ塔」のみなさんが行ってくれています。 〈安田侃彫刻作品清掃ボランティア 創成川ポポロ〉 大通の南側に位置する安田侃氏の彫刻作品「生誕」「天秘」「生棒」の清掃を、毎月第3土曜日の午後行っています。 〈その他の企業団体ボランティア〉 毎年たくさんの企業や団体の皆さんが公園の清掃などを行っています。

出典：「創成川公園」（創成川公園管理事務所ホームページ 令和3年5月閲覧）

この他、調査資料（「（仮称）札幌創成1.1.1区北1西1地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価書」（平成26年2月 札幌市））において、創成川公園全体（北2条～南4条）の現地調査が実施されており、創成川公園の状況は表8.1.13-4に示すとおりである。

表8.1.13-4 創成川公園の状況

要素(エリア)	概 要
東側園路 西側園路	創成川右岸及び左岸沿いを南北に伸びる園路(通路)であり、ベンチ、オブジェ、植栽木が配置されている。園路は緑地帯の中を通る園路及び創成川護岸沿いを通る園路の2本が並行している。
水 辺	護岸に設置された階段から低水路に降りることができる。低水路は近自然工法により水際植生や蛇行河道が整備されている。
広 場	ベンチやオブジェが配置された開放空間である。広場の東西には狸小路商店街及び二条市場が分布する。

出典：「（仮称）札幌創成1.1.1区北1西1地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価書」（平成26年2月 札幌市）

創成川公園全体の利用状況等は、表8.1.13-5に示すとおりであり、公園内の散歩・散策、ベンチでの休息・食事、花壇見物、水辺での水遊び等の利用が多く見られる。

創成川公園の北2条、北1条の利用者数は、表8.1.13-6(1)～(2)に示すとおりであり、休息・睡眠・食事・読書(ベンチ等で)、散歩・散策、ランニング、写真撮影に利用されている。

表8.1.13-5 創成川公園全体の利用状況

区 分		調査日※1	天気	利用者数※2(人)	利用状況等
春季	休日	平成23年5月15日(日)	曇り	147	公園内の散歩・散策、ベンチでの休息・食事、花壇見物等
	平日	平成23年5月18日(水)	晴れ	320	公園内の散歩・散策、ベンチでの休息・食事、花壇見物等
夏季	休日	平成23年7月18日(月祝)	晴れ	296	ベンチでの休息・食事、公園内の散歩・散策、水辺での水遊び等
	平日	平成23年7月12日(火)	曇り	347	ベンチでの休息・食事、公園内の散歩・散策、水辺での水遊び等

※1：調査時間帯 6時～日没

※2：利用者数は2時間ごとの調査結果の累計である。

出典：「(仮称)札幌創成1.1.1区北1西1地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価書」

(平成26年2月 札幌市)

表8.1.13-6(1) 創成川公園(北2条、北1条)の利用者数(春季)

利用状況 \ 区 分		春 季							
		休 日				平 日			
		北 2 条		北 1 条		北 2 条		北 1 条	
		東側 園路	西側 園路	東側 園路	西側 園路	東側 園路	西側 園路	東側 園路	西側 園路
休息・睡眠・食事・読書(ベンチ等で)		0	0	7	0	1	9	17	10
散策・散歩		13	7	6	3	10	0	0	4
ランニング		0	0	0	5	0	0	0	0
写真撮影		0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		13	7	13	8	11	9	17	14

出典：「(仮称)札幌創成1.1.1区北1西1地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価書」

(平成26年2月 札幌市)

表8.1.13-6(2) 創成川公園(北2条、北1条)の利用者数(夏季)

利用状況 \ 区 分		夏 季							
		休 日				平 日			
		北 2 条		北 1 条		北 2 条		北 1 条	
		東側 園路	西側 園路	東側 園路	西側 園路	東側 園路	西側 園路	東側 園路	西側 園路
休息・睡眠・食事・読書(ベンチ等で)		3	14	3	0	33	27	13	3
散策・散歩		4	0	14	11	0	0	4	4
ランニング		0	0	0	0	0	0	0	0
写真撮影		0	0	0	0	0	0	0	7
合 計		7	14	17	11	33	27	17	14

出典：「(仮称)札幌創成1.1.1区北1西1地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価書」

(平成26年2月 札幌市)

(2) 予 測

本事業の実施に伴う人と自然との触れ合いの活動の場への影響について、予測内容は以下のとおりとした。

【土地又は工作物の存在及び供用】

- ・ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場へのアクセスルートの改変の程度及び内容

※事業区域及び近接地には主要な人と自然との触れ合いの活動の場はなく、直接的な改変や利用環境の改変の影響はない。

a. 予測方法

予測は、人と自然との触れ合いの活動の場(赤れんが庁舎前庭及び創成川公園)へのアクセスルートを踏まえ、事業計画に基づき、事業区域隣接歩道における歩行者への環境保全のための措置等を整理する定性的な方法とした。

予測手順は、図8.1.13-4に示すとおりである。

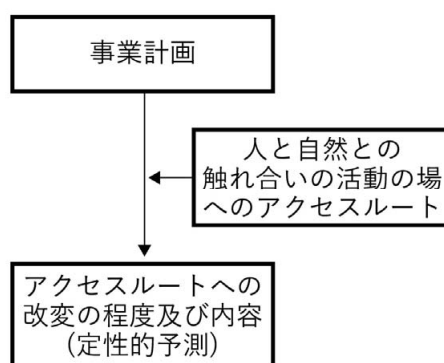


図8.1.13-4 人と自然との触れ合いの活動の場の予測手順

b. 予測地域・予測地点

予測地域は、対象事業の実施により人と自然との触れ合いの活動の場へのアクセスルートへの影響を受けるおそれのある地域とし、事業区域隣接歩道とした。

c. 予測時期

予測時期は、供用開始後事業活動が定常状態に達した時期とした。

d. 予測結果

事業区域内には、人と自然との触れ合いの活動の場は存在しないが、事業区域隣接歩道は、札幌駅等からの事業区域周辺に位置する人と自然との触れ合いの活動の場(「赤れんが庁舎前庭周辺」及び「創成川公園」)へのアクセスルートとして利用される可能性が考えられる。

本事業では、事業区域内に隣接歩道に面して一体となる歩道状空地を設け、快適な歩行空間を確保するとともに、駐車場出入口は主要な歩道である札幌駅前通及び北5条手稲通への設置は避け、事業区域南側(北4条通)及び東側(西3丁目線)に設け、歩行者への影響の軽減を図る計画である。

また、駐車場出入口への警報ブザー設置の検討、必要に応じた交通誘導員配置の検討を行い、歩行者の安全性を確保する計画である。

したがって、主要な人と自然との触れ合いの活動の場へのアクセスルートへの影響はないと予測する。

(3) 環境保全のための措置

人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境保全のための措置の内容は、表8.1.13-7に示すとおりである。

表8.1.13-7 環境保全のための措置の内容(人と自然との触れ合いの活動の場)

項 目	環境保全のための措置の内容	事業計画 で検討	予測へ の反映
土地又は 工作物の 存在及び 供用	・ 事業区域内に隣接歩道に面して一体となる歩道状空地を設け、快適な歩行空間を確保する。	○	○
	・ 駐車場出入口は主要な歩道である札幌駅前通及び北5条手稲通への設置は避け、事業区域南側(北4条通)及び東側(西3丁目線)に設け、歩行者への影響の軽減を図る。	○	○
	・ 駐車場出入口への警報ブザー設置の検討、必要に応じた交通誘導員配置の検討を行い、歩行者の安全性を確保する。	○	○

(4) 評 価

A. 評価方法

評価方法は、人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響の程度を予測し、事業計画の中で実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する方法とした。

B. 評価結果

a. 回避・低減に係る評価

本事業では、事業区域内に隣接歩道に面して一体となる歩道状空地を設け、快適な歩行空間を確保すること、駐車場出入口は主要な歩道である札幌駅前通及び北5条手稲通への設置は避け、事業区域南側(北4条通)及び東側(西3丁目線)に設け、歩行者への影響の軽減を図ること、及び駐車場出入口への警報ブザー設置の検討、必要に応じた交通誘導員配置の検討を行い、歩行者の安全性を確保することから、人と自然との触れ合いの活動の場へのアクセスルートへの影響は、事業者の実行可能な範囲内で回避・低減されていると評価する。

8.1.14 廃棄物等

(1) 調 査

A. 調査内容

本事業の実施に伴う廃棄物等への影響について、予測・評価に係る基礎資料を得ることを目的として、下記項目について調査した。

a. 廃棄物等の状況

(ア) 撤去建造物の状況

(イ) 建設発生土の状況

(ウ) 特別管理廃棄物の状況

b. 自然的・社会的状況

(ア) 規制等の状況

1) 事業区域及びその周辺における廃棄物等の分別、収集運搬及び処分の状況

2) 廃棄物等に係る環境施策の目標等

B. 調査地域・調査地点

調査地域・調査地点は、本事業の実施による廃棄物等への影響が予想される範囲を含む地域とし、事業区域及びその周辺とした。

C. 調査方法

廃棄物等の状況の調査は、調査資料(「事業区域内の撤去建造物に関する資料」等)を収集・整理・解析する方法とした。

自然的・社会的状況の調査は、調査資料(「札幌市環境白書」等)を収集・整理・解析する方法とした。

D. 調査期間及び時期

調査期間及び時期は、現況とした。

E. 調査結果

a. 廃棄物等の状況

(ア) 撤去建造物の状況

事業区域内における撤去建造物の状況は、表8.1.14-1に示すとおりである。

事業区域内には、既存建築物の地上部及び地下部、並びに駐車場、未利用地の地下部に撤去建造物が存在する。

表8.1.14-1 撤去建造物の状況

区 分	主な構造	延床面積
既存建築物	S 造(鉄骨造)	約 6,100m ²
	SRC造(鉄骨鉄筋コンクリート造)	約46,700m ²
合 計		約52,800m ²

(イ) 建設発生土の状況

本事業の計画建築物の建設に伴う掘削面積は約9,500m²であり、掘削深さは約35mの計画である。

掘削範囲の土質(掘削に伴う建設発生土：G.L.-約35mまで)は、「8.1.6 地盤沈下」に示したとおり、上部からG.L.-約8m程度までは砂礫・礫混じり砂・中砂であり、それ以深のG.L.-約35mまでは砂礫である。

(ウ) 特別管理廃棄物の状況

撤去建造物には、石綿含有建材等が使用されている可能性がある。

解体に際しては石綿含有建材の使用状況について事前に調査し、使用が確認された場合には、飛散・流出を防止する措置を講じ、各種法令に基づき適正な処理を行う。

b. 自然的・社会的状況

(ア) 規制等の状況

1) 事業区域及びその周辺における廃棄物等の分別、収集運搬及び処分の状況

① 一般廃棄物

札幌市における一般廃棄物の発生量は、表8.1.14-2に示すとおりである。

事業系一般廃棄物(事業ごみ)については、令和元年度におけるごみ処理量が218,937 tであり、平成27年度から概ね横ばい傾向にある。

また、事業系一般廃棄物の重量組成は、図8.1.14-1に示すとおり、生ごみと紙類で約6割を占めている。

表8.1.14-2 札幌市におけるごみ処理量の推移

単位：t

年 度		H27	H28	H29	H30	R1
家庭ごみ	燃やせるごみ	250,536	246,141	247,997	248,572	251,349
	燃やせないごみ	17,855	16,347	15,321	16,213	14,278
	大型ごみ	11,026	10,578	10,822	11,768	11,403
	びん・缶・ペットボトル	34,106	33,857	33,496	33,677	33,778
	容器包装プラスチック	29,151	29,072	29,262	29,685	30,053
	雑がみ	23,984	23,224	22,948	22,392	22,147
	枝・葉・草	20,425	19,968	20,410	19,281	18,226
	地域清掃ごみ※1	3,497	3,020	2,658	4,311	2,048
	小 計	390,581	382,207	382,974	385,898	383,283
事業ごみ	許可業者搬入※2	142,950	143,642	148,028	149,290	145,593
	自己搬入※3	65,128	65,612	66,533	71,113	73,344
	小 計	208,078	209,254	214,581	220,402	218,937
合 計		598,658	591,462	597,555	606,300	602,220

※1：地域清掃ごみとは、町内清掃などで発生するごみのことである。

※2：許可業者搬入とは、(一財)札幌市環境事業公社が収集して搬入するごみである。

※3：自己搬入とは、許可業者以外の事業者が自ら搬入するごみである。

注) 小数点以下の数値は、四捨五入を原則としたため、必ずしも合計数値と内訳の計は一致しない。

出典：「札幌市環境局環境事業部循環型社会推進課ホームページ」(令和3年5月閲覧)

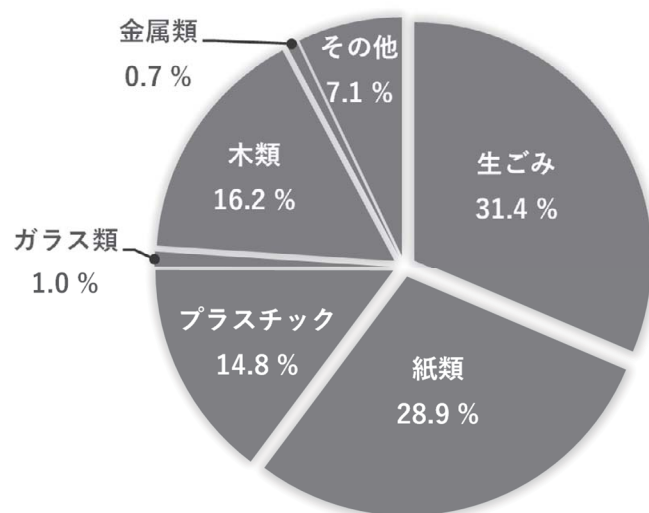


図8.1.14-1 事業系一般廃棄物の組成(令和元年度)

出典：「令和2年度札幌市環境白書」(令和3年5月 札幌市)

② 産業廃棄物(建設業)

札幌市における産業廃棄物(建設業)の発生量等は、表8.1.14-3に示すとおりである。

平成30年度における発生量は557千トン、排出量は556千トン、再生利用量は498千トン、減量化量は17千トン、最終処分量は39千トンである。排出量に対する再生量率は89.6%、減量化量率は3.0%、最終処分量率は7.1%である。

また、発生量の廃棄物種類別としては、がれき類が399千トン、汚泥が57千トン、木くずが34千トン、ガラス・コンクリート陶磁器くずが24千トンの順となっている。

表 8.1.14-3 札幌市における産業廃棄物(建設業)の発生量等

単位：千トン

項 目	発生量	排出量	再生利用量	減量化量	最終処分量
合 計	557	556	498	17	39
汚泥(建設汚泥)	57	57	43	12	3
廃 油	3	3	0	0	2
廃プラスチック類	11	11	7	1	3
紙くず	5	5	2	0	2
木くず	34	34	31	1	2
金属くず	13	12	9	2	1
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	24	24	7	2	14
鋤さい	1	1	0	0	1
がれき類	399	399	394	0	5
混合廃棄物	10	10	4	1	5
石綿含有産業廃棄物	1	1	0	0	1

出典：「平成31年度札幌市産業廃棄物処理実態調査報告書(平成30年度分)【概要版】」(札幌市環境局)

2)廃棄物等に係る環境施策の目標等

① 建設リサイクル推進計画2020 ～「質を重視するリサイクルへ」～

(令和2年9月 国土交通省)

本計画は、中長期的に取り組むべき建設副産物のリサイクルや適正処理等を推進するため、国土交通省における建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的な施策を示すものである。

「建設リサイクル推進計画2020」における目標値は、表8.1.14-4に示すとおりである。

表8.1.14-4 再資源化率等の目標値

品 目		指 標	2018 目標値	2018 実績値	2024 達成基準値
	アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.5%	99%以上
	コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.3%	99%以上
	建設発生木材	再資源化・縮減率	95%以上	96.2%	97%以上
	建設汚泥	再資源化・縮減率	90%以上	94.6%	95%以上
	建設混合廃棄物	排出率	3.5%以下	3.1%	3.0%以下
建設廃棄物全体		再資源化・縮減率	96%以上	97.2%	98%以上
建設発生土		有効利用率	80%以上	79.8%	80%以上

建設混合廃棄物(参考値)	再資源化・縮減率	60%以上	63.2%	—
--------------	----------	-------	-------	---

注) 建設混合廃棄物については、適切に現場分別が進み、中間処理施設に持ち込まれる建設混合廃棄物の量が減っていくほど、混合廃棄物の中に占める中間処理施設での再資源化や縮減が難しい廃棄物の割合が増加する。そのため、再資源化・縮減率及び排出率の両方に達成基準を設定してリサイクル状況を把握することは適切ではない。建設混合廃棄物に係る目標指標については排出率のみとし、再資源化・縮減率については、参考指標としている。

出典：「建設リサイクル推進計画2020 ～「質を重視するリサイクルへ」～」(令和2年9月 国土交通省)

② 新スリムシティさっぽろ計画札幌市一般廃棄物処理基本計画(平成30年3月 札幌市)

「新スリムシティさっぽろ計画札幌市一般廃棄物処理基本計画」は、今後10年間の札幌市や社会の情勢を見据え、ごみの減量・リサイクルと適正処理に関する方向性を定める計画である。

本計画は、環境首都・札幌を宣言した都市として、これまで築きあげてきた市民・事業者・行政の協働、関係団体との連携によるごみの減量・リサイクルの取組を一層推進して「ごみのいちばん少ないまち」を目指し、地球環境に貢献することを計画の理念としている。本計画におけるごみ量管理目標は、表8.1.14-5に示すとおりである。

表8.1.14-5 新スリムシティさっぽろ計画における目標値

項 目	2016(H28)年度 (基準年)実績値	2027年度 目標値	基準年からの 削減目標
ごみ排出量の減量目標	59.1万 t	52.3万 t	▲6.8万 t
廃棄ごみ量の減量目標	47.4万 t	41.4万 t	▲6.0万 t
家庭から出る廃棄ごみ量の減量目標	386 g /日	340 g /日	▲46 g /日
家庭から出る生ごみ量の減量目標	9.6万 t	8.6万 t	▲1.0万 t
埋立処分量の減量目標	8.7万 t	6.5万 t	▲2.2万 t

出典：「新スリムシティさっぽろ計画札幌市一般廃棄物処理基本計画」(平成30年3月 札幌市)

(2) 予 測

本事業の実施に伴う廃棄物等への影響について、予測内容は以下のとおりとした。

【工事の実施】

- ・ 建設工事に伴う廃棄物等

【土地又は工作物の存在及び供用】

- ・ 事業活動に伴い発生する廃棄物等

A. 建設工事に伴う廃棄物等

a. 予測方法

予測は、工事計画に基づき、工事に伴う廃棄物等の種類ごとの発生及び処分の状況を把握する方法とした。

(ア) 予測手順

予測手順は、図8.1.14-2に示すとおりであり、工事計画に基づき、撤去建造物の解体に伴う廃棄物量、計画建築物の新築工事に伴う建設廃棄物量及び建設発生土量を算出するとともに、再資源化率等に基づき、再資源化量等を算出する手順とした。

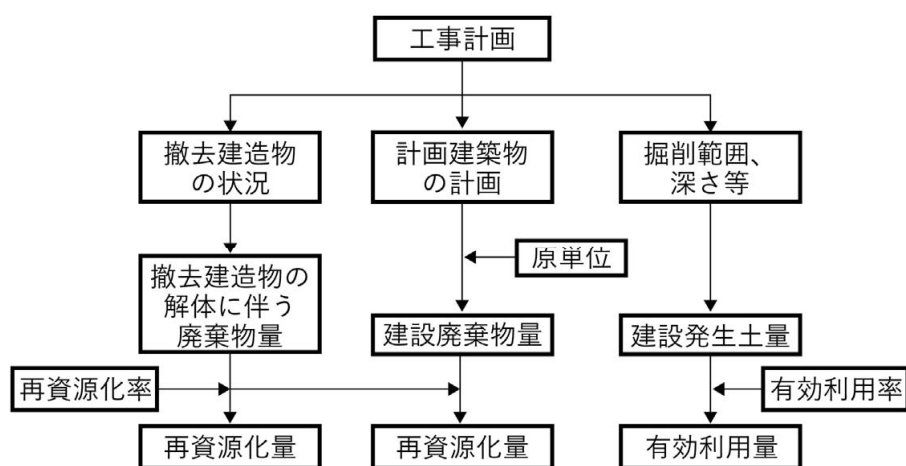


図8.1.14-2 廃棄物等の予測手順(建設工事に伴う廃棄物等)

b. 予測地域・予測地点

予測地域は、事業区域内とした。

c. 予測時期・予測条件

予測時期は、工事中の代表的な時期として、解体工事及び新築工事の随時とした。

(ア) 予測条件

1) 原単位

既存建造物の解体に伴い発生する廃棄物は、「建築物解体に伴う廃棄物の原単位調査報告書」(平成16年3月 (社)建築業協会 環境委員会副産物部会)に示される原単位とし、表8.1.14-6(1)に示すとおりとした。

新築工事に伴い発生する建設廃棄物量は、「建築系混合廃棄物の原単位調査報告書」(平成24年11月 (社)日本建設業連合会 環境委員会 建築副産物専門部会)に示される原単位とし、表8.1.14-6(2)に示すとおりとした。

なお、建設廃棄物のうち、建設汚泥(掘削工事から生じる泥状の掘削物および泥水のうち「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定する産業廃棄物として取り扱われるもの。)及び建設発生土の発生量は、工事計画に基づき設定した。

表8.1.14-6(1) 既存建造物の解体に伴う廃棄物原単位

単位：kg/m²

構 造	コンクリート	アスファルト	金属くず	木くず	混合廃棄物
S 造	619.0	54.0	84.0	9.0	20.0
SRC造	1,059.0	43.0	65.0	10.0	18.0

出典：「建築物解体に伴う廃棄物の原単位調査報告書」
(平成16年3月 (社)建築業協会 環境委員会副産物部会)

表8.1.14-6(2) 新築工事に伴う建設廃棄物原単位

単位：kg/m²

用 途	延床面積	コンクリート がら	アスファルト・ コンクリート	木くず	混合 廃棄物	ガラス 陶磁器
事務所	10,000m ² 以上	9.8	2.9	2.0	6.0	1.9
店 舗		7.1	4.0	1.3	3.4	2.3
ホテル		9.2	1.7	1.5	7.3	1.9

用 途	延床面積	廃プラス チック	金属くず	紙くず	石膏 ボード	その他	合 計
事務所	10,000m ² 以上	1.5	1.8	0.8	1.8	4.1	32.7
店 舗		1.0	1.4	0.6	1.7	3.3	26.3
ホテル		1.6	3.2	1.2	3.7	2.1	33.4

出典：「建築系混合廃棄物の原単位調査報告書」
(平成24年11月 (社)日本建設業連合会 環境委員会 建築副産物専門部会)

2)再資源化率、有効利用率

再資源化率及び有効利用率は、「(1)調査 E. b. (ア) 2) ①建設リサイクル推進計画2020 ～「質を重視するリサイクルへ」～」に示した2024年度の達成基準値とした(p.327 参照)。

3)工事計画(解体面積、延床面積、掘削深さ)

本事業の実施に伴い解体する既存建築物の面積は、「(1)調査 E. a. (ア)撤去建造物の状況(p.324 参照)」に示したとおりであり、合計約52,800m²とした。

計画建築物の計画(延床面積、掘削深さ)は、事業計画に基づき、表8.1.14-7に示すとおりとした。

表8.1.14-7 計画建築物の計画

用 途		計 画
延床面積	業 務	約 69,400m ²
	商 業	約 81,600m ²
	宿 泊	約 20,400m ²
	公 共	約 3,800m ²
	駐車場等	約 35,000m ²
	合 計	約210,200m ²
掘削深さ		約35m

注) 評価書時点における計画であり、今後の設計及び関係機関等との協議等により変更となる可能性がある。

d. 予測結果

撤去建造物の解体に伴う廃棄物は表8.1.14-8(1)に示すとおりであり、廃棄物量：約60,601 t、再資源化量：約59,621 tと予測する。

新築工事に伴う建設廃棄物量は表8.1.14-8(2)～(3)に示すとおりであり、建設廃棄物量：約6,235 t、再資源化量：約5,789 tと予測する。また、建設汚泥は、排出量：約56,060m³、再資源化量：約53,257m³と予測する。

新築工事に伴う建設発生土量は表8.1.14-8(4)に示すとおりであり、建設発生土量：約211,300m³、有効利用量：約169,040m³と予測する。

建設廃棄物は分別収集を徹底して、種類に応じて排出し、再資源化の促進及び不要材の減容化に努める。また、建設発生土は可能な限り有効利用を図り、処分地へ運搬する量の減量化に努める。

表8.1.14-8(1) 撤去建造物の解体に伴う廃棄物量及び再資源化量

主要構造	種 類	原単位 (kg/m ²)	面 積 (m ²)	廃棄物量 (t)	再資源化率 (%)	再資源化量 (t)
		①	②	③=①×②/1,000	④	⑤=③×④/100
S造	コンクリート	619.0	6,100	3,776	99	3,738
	アスファルト	54.0		329	99	326
	金属くず	84.0		512	98	502
	木くず	9.0		55	97	53
	混合廃棄物	20.0		122	65	79
SRC造	コンクリート	1,059.0	46,700	49,455	99	48,960
	アスファルト	43.0		2,008	99	1,988
	金属くず	65.0		3,036	98	2,975
	木くず	10.0		467	97	453
	混合廃棄物	18.0		841	65	547
合 計		—	—	60,601	—	59,621 (約98.4%)

注1) 「コンクリート」の再資源化率は、「建設リサイクル推進計画2020 ～「質を重視するリサイクルへ」～」(令和2年9月 国土交通省)に示される「コンクリート塊」の2024年度の達成基準値とした。

注2) 「アスファルト」の再資源化率は、同資料の「アスファルト・コンクリート塊」の2024年度の達成基準値とした。

注3) 「金属くず」の再資源化率は、同資料の「建設廃棄物全体」の2024年度の達成基準値とした。

注4) 「木くず」の再資源化率は、同資料の「建設発生木材」の2024年度の達成基準値とした。

注5) 「混合廃棄物」の再資源化率は、同資料の「建設混合廃棄物(参考値)」の2018年度実績値(63.2%)をもとに65%と想定した。

注6) ()内の数字は、廃棄物量に対する再資源化量の割合(再資源化率)を表す。

表8.1.14-8(2) 新築工事に伴う建設廃棄物量及び再資源化量

種 類	業 務			商 業		
	原単位 (kg/m ²)	面 積 (m ²)	建設廃棄物量 (t)	原単位 (kg/m ²)	面 積 (m ²)	建設廃棄物量 (t)
	①	②	③=①×②/1,000	④	⑤	⑥=④×⑤/1,000
コンクリートがら	9.8	87,900	861	7.1	97,800	694
アスファルト ・コンクリート	2.9		255	4.0		391
木くず	2.0		176	1.3		127
混合廃棄物	6.0		527	3.4		333
ガラス 陶磁器	1.9		167	2.3		225
廃プラスチック類	1.5		132	1.0		98
金属くず	1.8		158	1.4		137
紙くず	0.8		70	0.6		59
石膏ボード	1.8		158	1.7		166
その他	4.1		360	3.3		323
合 計	—	—	2,864	—	—	2,553

種 類	宿 泊			合 計		
	原単位 (kg/m ²)	面 積 (m ²)	建設廃棄物量 (t)	建設廃棄物量 (t)	再資源化率 (%)	再資源化量 (t)
	⑦	⑧	⑨=⑦×⑧/1,000	⑩=③+⑥+⑨	⑪	⑫=⑩×⑪/100
コンクリートがら	9.2	24,500	225	1,780	99	1,762
アスファルト ・コンクリート	1.7		42	688	99	681
木くず	1.5		37	340	97	330
混合廃棄物	7.3		179	1,039	65	675
ガラス 陶磁器	1.9		47	439	98	430
廃プラスチック類	1.6		39	269	98	264
金属くず	3.2		78	373	98	366
紙くず	1.2		29	158	98	155
石膏ボード	3.7		91	415	98	407
その他	2.1		51	734	98	719
合 計	—	—	818	6,235	—	5,789 (約92.8%)

注1)面積は、駐車場の延床面積分を各用途に面積按分した値である。

注2)業務の面積は、公共との合計値である。

注3)「コンクリートがら」の再資源化率は、「建設リサイクル推進計画2020 ～「質を重視するリサイクルへ」～」(令和2年9月 国土交通省)に示される「コンクリート塊」の2024年度の達成基準値とした。

注4)「アスファルト・コンクリート」の再資源化率は、同資料の「アスファルト・コンクリート塊」の2024年度の達成基準値とした。

注5)「木くず」の再資源化率は、同資料の「建設発生木材」の2024年度の達成基準値とした。

注6)「混合廃棄物」の再資源化率は、同資料の「建設混合廃棄物(参考値)」の2018年度実績値(63.2%)をもとに65%と想定した。

注7)「ガラス 陶磁器」、「廃プラスチック類」、「金属くず」、「紙くず」、「石膏ボード」及び「その他」の再資源化率は、同資料の「建設廃棄物全体」の2024年度の達成基準値とした。

注8)()内の数字は、建設廃棄物量に対する再資源化量の割合(再資源化率)を表す。

表8.1.14-8(3) 新築工事に伴う建設廃棄物量及び再資源化量(建設汚泥)

種 類	排出量(m ³)			再資源化率 (%)	再資源化量 (m ³)
	山留壁	杭			
建設汚泥	21,060	35,000	56,060	95	53,257

注1)山留壁の構築に伴う排出量は、SMWの施工長さ(約390m)×深さ(約60m)×幅(約0.9m)として算定した。
 注2)杭の打設に伴う排出量は、杭断面積(約7 m²/本)×深さ(約40m)×本数(125本)として算定した。
 注3)再資源化率は、「建設リサイクル推進計画2020 ～「質を重視するリサイクルへ」～」(令和2年9月 国土交通省)に示される「建設汚泥」の2024年度の達成基準値とした。

表8.1.14-8(4) 新築工事に伴う建設発生土量及び有効利用量

種 類	計画建築物 地下容積(m ³)	既存建造物 地下容積(m ³)	建設発生土量 (m ³)	有効利用率 (%)	有効利用量 (m ³)
	①	②	③=①-②	④	⑤=③×④/100
建設発生土	332,500	121,200	211,300	80	169,040

注1)計画建築物の地下容積は、本事業の計画建築物の建設に伴う掘削面積(9,500m²)に掘削深さ(約35m)を乗じて算定した。
 注2)既存建造物の地下容積は、既存建造物の地下部面積(約30,300m²)に1階あたりの地下深さを4 mとして想定の上、算定した。
 注3)有効利用率は、「建設リサイクル推進計画2020 ～「質を重視するリサイクルへ」～」(令和2年9月 国土交通省)に示される「建設発生土」の2024年度の達成基準値とした。

B. 事業活動に伴い発生する廃棄物等

a. 予測方法

予測は、事業計画に基づき、廃棄物排出原単位を用いて、対象事業の実施に伴う廃棄物等の種類ごとの発生及び処分の状況を把握する方法とした。

(ア) 予測手順

予測手順は、図8.1.14-3に示すとおりであり、事業計画に基づき、事業系廃棄物量及び再資源化量を算出する手順とした。

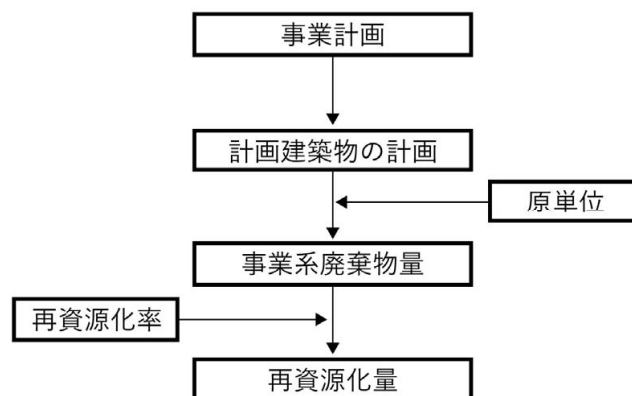


図8.1.14-3 廃棄物等の予測手順(事業活動に伴い発生する廃棄物等)

b. 予測地域・予測地点

予測地域は、事業区域内とした。

c. 予測時期・予測条件

予測時期は、供用開始後事業活動が定常状態に達した時期とした。

(ア) 予測条件

1)原単位

供用時に発生する廃棄物は、「第14版 空気調和・衛生工学便覧 4 給排水衛生設備編」(平成22年2月 (社)空気調和・衛生工学会)に示される用途別原単位とし、表8.1.14-9(1)に示すとおりとした。

組成割合は、図8.1.14-1(p.326 参照)に示した札幌市の令和元年度事業系一般廃棄物の組成割合とし、表8.1.14-9(2)に示すとおりとした。

表8.1.14-9(1) 事業系一般廃棄物の原単位(用途別)

用 途	原単位(kg/m ² ・日)
事務所ビル	0.040
文化・娯楽	0.030
店舗(飲食)	0.200
店舗(物品販売)	0.080
ホテル	0.060
駐車場	0.005

出典：「第14版空気調和・衛生工学便覧 4 給排水衛生設備編」(平成22年2月 (社)空気調和・衛生工学会)

表8.1.14-9(2) 事業系一般廃棄物の原単位(組成割合)

種 類	組成割合(%)
生ごみ	31.4
紙 類	28.9
プラスチック	14.8
ガラス類	1.0
木 類	16.2
金属類	0.7
その他	7.1
合 計	100.0

出典：「令和2年度札幌市環境白書」(令和3年5月 札幌市)

2)再資源化率(リサイクルごみの収集量の割合)

再資源化率(リサイクルごみの収集量の割合)は、一般財団法人札幌市環境事業公社による事業系ごみ総収集量及びリサイクルごみの収集量の実績に基づき算定した。

事業系ごみの収集量等は、表8.1.14-10に示すとおりである。

再資源化率は、約19.8%と設定した。

表8.1.14-10 事業系ごみ総収集量及びリサイクルごみの収集量の実績等

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平均値
事業系ごみ 総収集量(t)①	170,286	169,101	171,482	174,222	169,963	171,011
リサイクル ごみの収集量 (t)②	36,888	34,516	32,038	33,185	32,314	33,788
再資源化率(%) ②/①×100	21.7	20.4	18.7	19.0	19.0	19.8

出典：「事業報告書」(平成27年度～令和元年度 一般財団法人札幌市環境事業公社)

3)事業計画

事業計画(用途別延床面積)は、「A.建設工事に伴う廃棄物等 c. (7) 3)工事計画(解体面積、延床面積、掘削深さ)(p.330～331 参照)」と同様とした。

d. 予測結果

計画建築物の供用後の事業活動に伴う廃棄物の発生量は表8.1.14-11(1)～(2)に示すとおりであり、廃棄物量：約20.61 t /日、再資源化量：約4.08 t /日と予測する。

事業系廃棄物については、計画建築物内にて分別収集・回収を行い、札幌市の許可を受けた廃棄物収集運搬業者等に委託し、適正に処理・処分する計画とする。また、「札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例」に基づき、十分な広さの廃棄物保管施設を計画建築物内に整備する。

表8.1.14-11(1) 供用後の事業系廃棄物量(用途別)

用 途	面 積 (m ²)	原単位 (kg/m ² ・日)	事業系廃棄物量 (t /日)
	①	②	③=①×②/1,000
業 務	69,400	0.040	2.78
商 業	81,600	0.200	16.32
宿 泊	20,400	0.060	1.22
公 共	3,800	0.030	0.11
駐車場等	35,000	0.005	0.18
合 計	210,200	—	20.61

注1)「業務」の原単位は、「第14版空気調和・衛生工学便覧 4 給排水衛生設備編」(平成22年2月(社)空気調和・衛生工学会)に示される「事務所ビル」の値とした。

注2)「商業」の原単位は、同資料の「店舗(飲食)」及び「店舗(物品販売)」のうち、「店舗(飲食)」の値(安全側の数値)を採用した。

注3)「宿泊」の原単位は、同資料の「ホテル」の値とした。

注4)「公共」の原単位は、同資料の「文化・娯楽」の値とした。

注5)「駐車場等」の原単位は、同資料の「駐車場」の値とした。

表8.1.14-11(2) 供用後の事業系廃棄物量及び再資源化量(種類別)

種 類	組成割合 (%)	事業系廃棄物量 (t /日)		再資源化率 (%)	再資源化量 (t /日)
	①	②	③=①×②/100	④	⑤=③×④/100
生ごみ	31.4	20.61	6.47	19.8	1.28
紙 類	28.9		5.96		1.18
プラスチック	14.8		3.05		0.60
ガラス類	1.0		0.21		0.04
木 類	16.2		3.34		0.66
金属類	0.7		0.14		0.03
その他	7.1		1.46		0.29
合 計	100.0	—	20.61	—	4.08

注) 小数点以下の数値は、四捨五入を原則としたため、必ずしも合計数値と内訳の計は一致しない。

(3) 環境保全のための措置

廃棄物等に係る環境保全のための措置の内容は、表8.1.14-12に示すとおりである。

表8.1.14-12 環境保全のための措置の内容(廃棄物等)

項 目	環境保全のための措置の内容	事業計画 で検討	予測へ の反映
工事の 実施	・建設廃棄物は分別収集を徹底して、種類に応じて排出し、再資源化の促進及び不要材の減容化に努める。	○	○
	・建設発生土は可能な限り有効利用を図り、処分地へ運搬する量の減量化に努める。	○	○
土地又は 工作物の 存在及び 供用	・発生した廃棄物は、計画建築物内にて分別収集・回収を行い、許可を受けた廃棄物処理業者により排出し、適正に処理・処分するよう努める。	○	○
	・「札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例」に基づき、十分な広さの廃棄物保管施設を計画建築物内に整備する。	○	○

(4) 評 価

A. 評価方法

評価方法は、廃棄物等に係る環境影響の程度を予測し、事業計画の中で実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する方法とした。

B. 評価結果

a. 回避・低減に係る評価

本事業では、工事中の撤去建造物の撤去工事に伴う再資源化率は約98.4%、新築工事に伴う建設廃棄物の再資源化率は約92.8%、供用後の再資源化率は約19.8%である。

また、工事中には建設廃棄物は分別収集を徹底して、種類に応じて排出し、再資源化の促進及び不要材の減容化に努めること等、供用後には発生した廃棄物は、計画建築物内にて分別収集・回収を行い、許可を受けた廃棄物処理業者により排出し、適正に処理・処分するよう努めること等を実施することから、廃棄物等への影響は、事業者の実行可能な範囲内で回避・低減されていると評価する。

8.1.15 温室効果ガス

(1) 調査

A. 調査内容

本事業の実施に伴う温室効果ガスの影響について、予測・評価に係る基礎資料を得ることを目的として、下記項目について調査した。

a. 温室効果ガスの状況

(ア) 温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量に係る原単位の把握

(イ) 温室効果ガスの排出を回避・低減するための対策又はエネルギーの使用量を低減するための対策の実施状況

(ウ) 温室効果ガスを使用する設備機器の状況

b. 自然的・社会的状況

(ア) 規制等の状況

1) 事業区域周辺に存する環境保全型地域冷暖房事業等の位置、供給範囲、熱源、供給能力等の状況

2) 温室効果ガスに係る環境施策の目標等

B. 調査地域・調査地点

調査地域・調査地点は、本事業の実施による温室効果ガスの影響が予想される範囲を含む地域とし、事業区域及びその周辺とした。

C. 調査方法

温室効果ガスの状況の調査は、調査資料(「温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量に係る原単位に関する資料」等)を収集・整理・解析する方法とした。

自然的・社会的状況の調査は、調査資料(日本熱供給事業協会ホームページ「あなたの街の地域熱供給事業協会」等)を収集・整理・解析する方法とした。

D. 調査期間及び時期

調査期間及び時期は、現況とした。

E. 調査結果

a. 温室効果ガスの状況

(ア) 温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量に係る原単位の把握

温室効果ガス(二酸化炭素)の排出量に係る原単位は、「北海道電力株式会社ホームページ 2019年度のCO₂排出係数」等に基づき、表8.1.15-1(1)に示すとおりとした。

エネルギーの使用量に係る原単位は、「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則」(昭和54年通商産業省令第74号)等)に示される燃料の原油数量への換算に係る数値から、表8.1.15-1(2)に示すとおりとした。

表8.1.15-1(1) 温室効果ガスの排出量に係る原単位(換算係数)

区 分	電 力	ガス(13A)
原単位	0.601 kg-CO ₂ /kWh	2.290 kg-CO ₂ /m ³

注) 電力は北海道電力株式会社、ガスは北海道ガス株式会社から供給された場合の値である。

出典:「北海道電力株式会社ホームページ 2019年度のCO₂排出係数」(令和3年5月閲覧)

「北海道ガス株式会社ホームページ 北ガスが供給する都市ガスについて」(令和3年5月閲覧)

表8.1.15-1(2) 一次エネルギーの使用量に係る原単位(換算係数)

区 分	電 力	温 水	冷 水	都市ガス(13A)
原単位	9.76 MJ/kWh	1.36 MJ/kWh	1.36 MJ/kWh	45 MJ/m ³

注) 都市ガスは、北海道ガス株式会社から供給された場合の値である。

出典:「エネルギー使用の合理化に関する法律施行規則」(昭和54年通商産業省令第74号)

「北海道ガス株式会社ホームページ 北ガスが供給する都市ガスについて」(令和3年5月閲覧)

(イ) 温室効果ガスの排出を回避・低減するための対策又はエネルギーの使用量を低減するための対策の実施状況

調査資料(「建築物エネルギー消費量調査報告」(令和2年4月 日本ビルエネルギー総合管理技術協会))による一般的に実施されている温室効果ガス排出削減対策の内容は、表8.1.15-2に示すとおりである。

表8.1.15-2 一般的に実施されている温室効果ガス排出削減対策の内容

区 分	一般的に実施されている温室効果ガス排出削減対策の内容
建築に関する省エネ対策	・屋上断熱 ・屋上緑化 ・窓ガラスへの熱反射フィルム採用 ・ブラインド・カーテンの有効利用 ・二重サッシ・ペアガラスの採用
設備に関する省エネ対策	・高効率ランプへの取り替え ・全熱交換器の採用 ・トイレ・給湯室等への人感センサーの採用 ・エレベーター用電動機のインバータ化 ・インバータ安定器の採用
建物の運用に関する省エネ対策	・クールビズ・ウォームビス採用の啓発活動実施 ・廊下、ホールの消灯・間引き ・室内機のエアフィルターの定期清掃 ・ポスター等の掲示による省エネ啓発活動 ・エネルギーデータの把握・運用

出典:「建築物エネルギー消費量調査報告」(令和2年4月 日本ビルエネルギー総合管理技術協会)

(ウ) 温室効果ガスを使用する設備機器の状況

撤去建造物において、温室効果ガスであるフロン類を使用する設備機器(エアコン等)が設置されている可能性があるため、撤去建造物の解体の際に設置が確認された場合は、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保に関する法律」(平成13年 法律第64号)に基づき、適切に回収・処理を行うものとする。

b. 自然的・社会的状況

(ア) 規制等の状況

1) 事業区域周辺に存する環境保全型地域冷暖房事業等の位置、供給範囲、熱源、供給能力等の状況

本事業区域は、表8.1.15-3及び図8.1.15-1に示すとおり、株式会社北海道熱供給公社による熱供給事業「札幌市都心地区」の熱供給区域内に位置している。この供給区域内には5ヶ所のエネルギーセンターが存在しており、北海道庁、札幌市役所等のほか、デパート、ホテル、オフィスビル、商業施設、道路融雪等にエネルギー供給が行われている。

なお、本事業では、地域熱供給を導入する計画であり、ガスコジェネレーションシステムを核とした地域熱供給プラントを建設し、計画建築物へ熱と電気を供給するとともに、近隣施設へ熱を供給する拠点を整備する予定である。

現在、地域の熱需要のうち約60%程度を既存の地域熱供給ネットワークにより賄うことができるが、本事業の整備により、その割合が約5%向上すると想定している(都心強化先導エリアについての検討)。

表8.1.15-3 札幌市都心地区 地域熱供給事業の概要(事業区域を含む都心地区)

項 目	概 要
事業者	株式会社北海道熱供給公社
事業許可	昭和47年12月25日
供給開始	昭和46年10月1日
供給区域	札幌市中央区都心部
供給エリア	106 h a
供給延床面積	180万m ² 以上(平成29年3月31日現在)
エネルギーセンター	・ 中央エネルギーセンター ・ 札幌駅南口エネルギーセンター ・ 道庁南エネルギーセンター ・ 赤れんが前エネルギーセンター ・ 創世エネルギーセンター

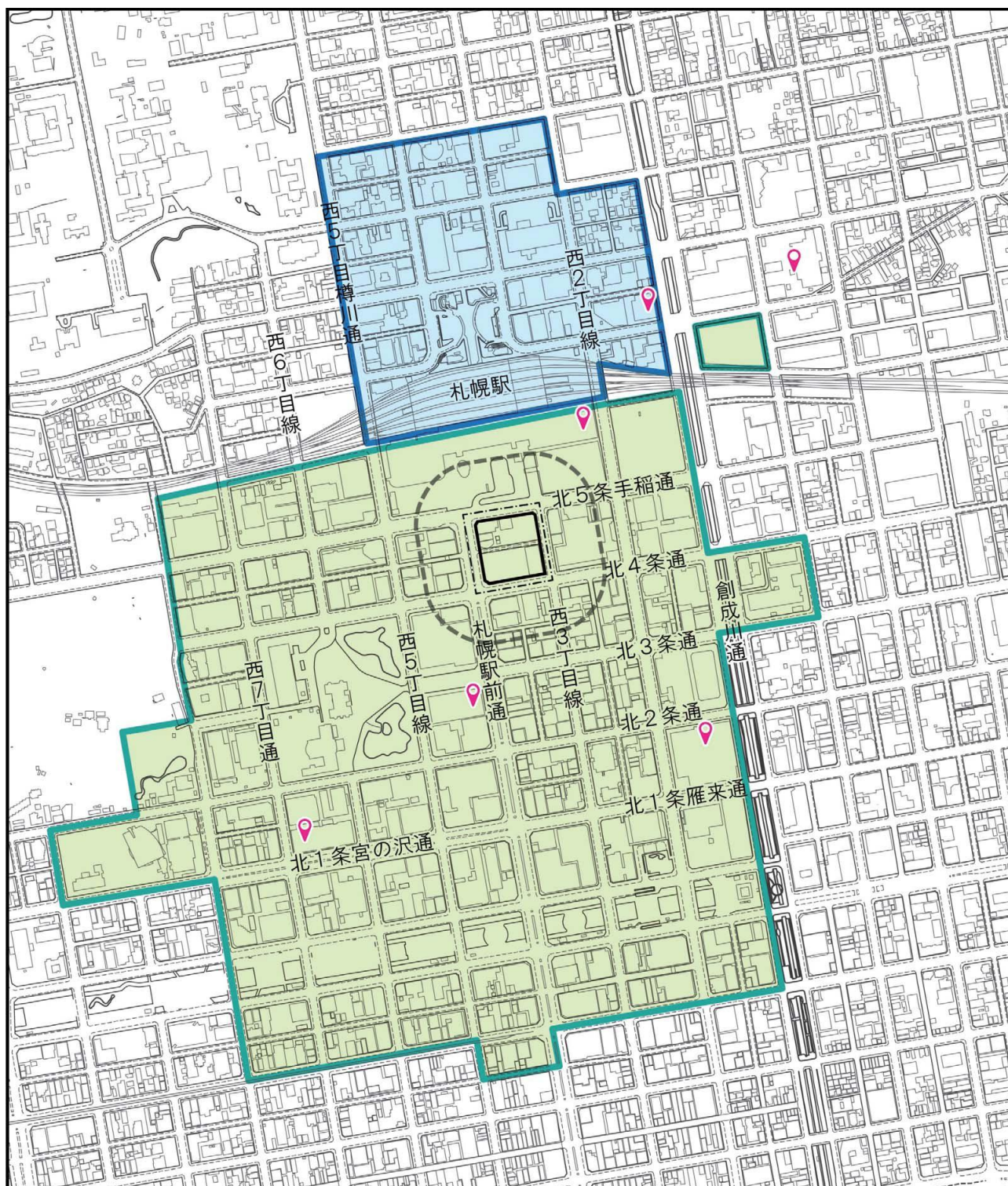
出典:「株式会社北海道熱供給公社ホームページ」(令和3年5月閲覧)
「日本熱供給事業協会ホームページ」(令和3年5月閲覧)

2) 温室効果ガスに係る環境施策の目標等

① 「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年10月 法律第117号)

本法律は、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、人類の福祉に貢献することを目的としている。

事業者の責務として、事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講じるように努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力しなければならないとされている。また、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画を作成し、これを公表するように努めなければならないとされている。



凡
例

- | | | | |
|--|-----------------|--|---------------------|
| | : 事業区域(予定) | | : 地域熱供給エリア(都心地区) |
| | : 施行区域(予定) | | : 地域熱供給エリア(札幌駅北口地区) |
| | : 事業区域から100mの範囲 | | |
| | : エネルギーセンター | | |

注) 下記出典資料をもとに作成
出典: 「都心エネルギーマスタープラン2018-2050」(札幌市)

図8.1.15-1 事業区域周辺の地域熱供給エリア分布状況

0 100 200 500m
1 : 10,000



② 「エネルギー使用の合理化に関する法律(省エネ法)」(昭和54年 6 月 法律第49号)

本法律は、エネルギーの使用の合理化に関する所要の措置等を講じること、国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

エネルギーを使用するものは、基本方針の定めるところに留意して、エネルギーの使用の合理化に努めなければならないとされており、一定以上のエネルギーを使用する工場・事業者や輸送事業者・荷主、一定規模以上の住宅・建築物の建築主・所有者等に対し、エネルギー使用量の定期報告や省エネ措置等の計画書の提出等を義務付けている。

③ 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)」

(平成27年 7 月 法律第53号)

本法律は、社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物の省エネ性能の向上を図るため、大規模非住宅建築物の省エネ基準適合義務等の規制措置と、誘導基準に適合した建築物の容積率特例等の誘導措置を一体的に講じたものであり、概要は以下に示すとおりである。

(1) 大規模非住宅建築物に対する適合義務及び適合性判定義務

大規模な非住宅建築物(特定建築物)について、新築時等におけるエネルギー消費性能基準への適合義務及び適合性判定義務を課し、これを建築確認で担保する。

(2) 中規模以上の建築物に対する届出義務

中規模以上の建築物について、新築時等における省エネ計画の届出義務を課し、エネルギー消費性能基準に適合しないときは、必要に応じ、所管行政庁が指示等を行うことができる。

(3) 省エネ向上計画の認定(容積率特例)

省エネ性能の優れた建築物について、所管行政庁の認定を受けて容積率の特例を受けることができる。

(4) エネルギー消費性能の表示

エネルギー消費性能基準に適合している建築物について、所管行政庁の認定を受けてその旨を表示することができる。

④ 「札幌市生活環境の確保に関する条例」(平成18年 札幌市条例第35号)

本条例は、「札幌市環境基本条例」(平成 7 年 札幌市条例第45号)の理念にのっとり、工場等における事業活動に伴い発生する公害についての規制その他の事業活動及び日常生活に伴い生ずる環境への負荷を低減するために必要な事項を定め、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な生活環境を確保することを目的としている。

本条例では、建築物の新築等をしようとする者は環境への配慮に関する適切な措置を講ずるよう努めるものとし、規則で定める建築物の新築等を行う者は、市の定める建築物環境配慮指針に基づき、当該建築物に係る環境負荷低減措置その他の環境への配慮に関する措置及びその評価に関する「建築物環境配慮計画書(CASBEE札幌)」を作成し、市長に提出しなければならないと定めている。

⑤ 「地球温暖化対策計画」(平成28年 5 月 閣議決定)

COP21で採択されたパリ協定や平成27年 7 月に国連に提出した「日本の約束草案」を踏まえ、日本の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である。

2030年度に2013年度比で26%削減するとの中期目標について、各主体が取り組むべき対策や国の施策を明らかにし、削減目標達成への道筋を付けるとともに、長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すことを位置づけており、我が国が地球温暖化対策を進めていく上での礎となるものである。

⑥ 「北海道地球温暖化対策推進計画[第 3 次]」(令和 3 年 3 月 北海道)

道では、気候変動問題に長期的な視点で取り組むため2020年 3 月に、「2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロをめざす」ことを表明し、その実現に向けて更なる取組を進めるため、「北海道地球温暖化対策推進計画[第 3 次]」を策定した。

気候変動問題の解決と世界に誇る北海道の創造に向けて、再生可能エネルギーと森林などの吸収源を最大限活用し、脱炭素化と経済の活性化や持続可能な地域づくりを同時に進めていくことで、2050年までに、環境と経済・社会が調和しながら成長を続ける、北の大地「ゼロカーボン北海道」を実現し、健康で快適に過ごすことができ、真に豊かで誇りを持てる社会を、次の世代につなげていくことを目指している。

中期目標として、2030年度の温室効果ガス排出量は、「2013年度比で35%(2,551万t-CO₂)削減」、長期目標として「2050年までに道内の温室効果ガス排出量を実質ゼロとする(“ゼロカーボン北海道”の実現)」を掲げている。

⑦ 「札幌市気候変動対策行動計画」(令和 3 年 3 月 札幌市)

札幌市では持続可能な低炭素社会の実現に向けた温室効果ガス排出量の削減を推進するための計画として、平成27年(2015年)3月に「札幌市温暖化対策推進計画」を策定し、施策を進めてきた。

計画策定以降、国連サミットでの「持続可能な開発目標(SDGs)」の採択(平成27年9月)や、新たな気候変動対策における世界的な枠組みである「パリ協定」の発効(平成28年11月)、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)による「1.5℃特別報告書」の公表(平成30年10月)など、低炭素社会から脱炭素社会への動きが加速していることから、札幌市においても、持続可能な脱炭素社会の実現を目指し、「札幌市気候変動対策行動計画」を策定した。

この計画は、「札幌市温暖化対策推進計画」、「札幌市エネルギービジョン」及び「札幌市役所エネルギー削減計画」を統合し、新たに気候変動適応法に基づく“地域気候変動適応計画”としても位置付けている。

2050年目標として、「温室効果ガス排出量を実質ゼロとする(ゼロカーボン)」を設定し、施策として「徹底した省エネルギー対策」、「再生可能エネルギーの導入拡大」、「移動の脱炭素化」、「資源循環・吸収源対策」、「ライフスタイルの変革・技術革新」を掲げている。

(2) 予 測

本事業の実施に伴う温室効果ガスの影響について、予測内容は以下のとおりとした。

【土地又は工作物の存在及び供用】

- ・対象事業の実施に伴う環境への温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量の程度

A. 対象事業の実施に伴う環境への温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量の程度

a. 予測方法

予測は、温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量(燃料消費量)について、事業計画に基づき、原単位を用いて算出する方法とした。

(ア) 予測手順

予測手順は、図8.1.15-2に示すとおりであり、事業計画(用途別床面積等)に基づき、計画建築物のエネルギー計画を想定し、原単位等を用いて燃料消費量及び温室効果ガス排出ガスを算出する手順とした。

また、計画建築物と同規模の標準的な建物仕様における(以下「標準的な建築物」という。)燃料消費量等に基づく温室効果ガス排出量を原単位を用いて算出し、計画建築物のエネルギー計画と比較した際の温室効果ガス排出量の削減の程度を把握した。

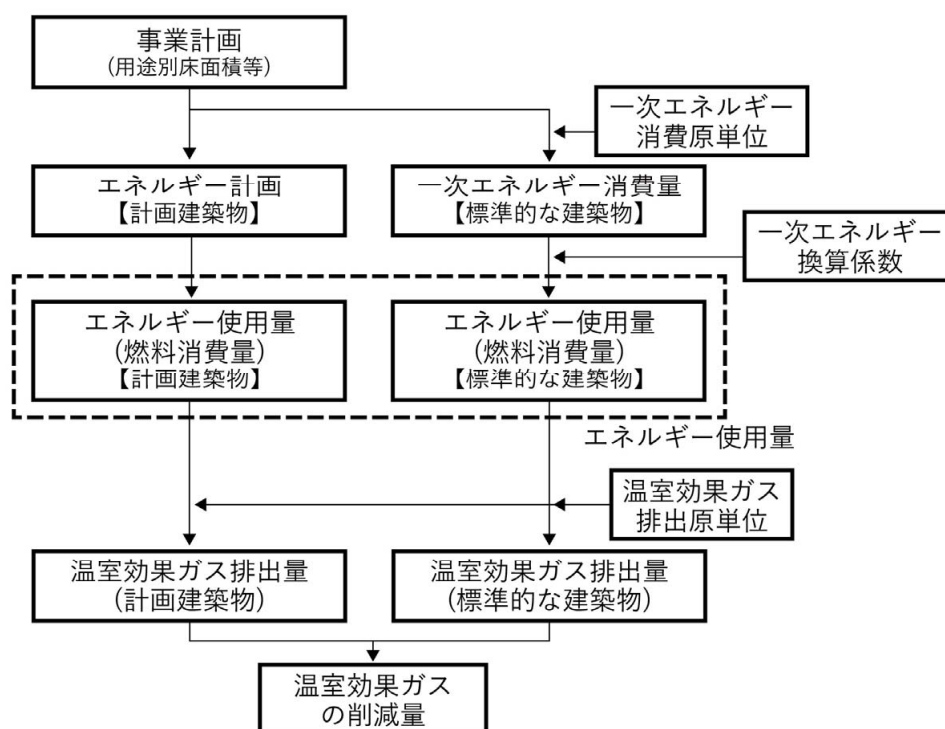


図8.1.15-2 温室効果ガスの予測手順

b. 予測地域・予測地点

予測地域は、事業区域内とした。

c. 予測時期・予測条件

予測時期は、供用開始後事業活動が定常状態に達した時期とした。

(ア) 予測条件

1)事業計画

事業計画(用途別延床面積)は、表8.1.15-4に示すとおりとした。

表8.1.15-4 計画建築物の計画

用途	計画
業務	約 69,400m ²
商業	約 81,600m ²
宿泊	約 20,400m ²
公共	約 3,800m ²
駐車場等	約 35,000m ²
合計	約210,200m ²

注) 評価書時点における計画であり、今後の設計及び関係機関等との協議等により変更となる可能性がある。

2)計画建築物のエネルギー計画

計画建築物のエネルギー計画は、事業計画及び設備計画に基づき、表8.1.15-5及び図8.1.15-3に示すとおり想定した。

表8.1.15-5 計画建築物のエネルギー計画

用途		燃料消費量		
		計画	合計	項目別内訳
電気	照明	約10,613,000kW/年	約35,529,000kW/年	受電電力 約20,229,000kW/年 発電電力 約15,300,000kW/年
	動力	約11,504,000kW/年		
	コンセント	約6,312,000kW/年		
	その他	約2,600,000kW/年		
	熱源(DHC+CGS)	約4,500,000kW/年		
ガス	熱源	約4,960,000m ³ /年	約7,048,000m ³ /年	計画建築物使用分 約6,268,000m ³ /年 周辺供給分 約780,000m ³ /年
	厨房	約1,308,000m ³ /年		
	周辺供給	約780,000m ³ /年		

注) 評価書時点における計画であり、今後の設計及び関係機関等との協議等により変更となる可能性がある。

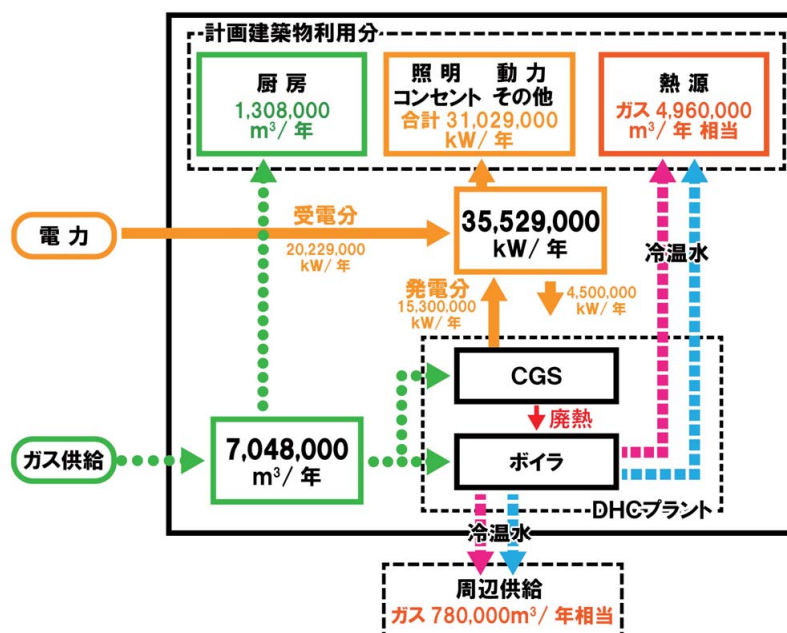


図8.1.15-3 計画建築物のエネルギー計画

3)一次エネルギー消費原単位

標準的な建築物における用途別エネルギー消費原単位は、「札幌市建築物環境配慮制度 建築部環境配慮計画作成マニュアル2016年版」(平成29年12月 札幌市)に示される内容に基づき、表8.1.15-6(1)に示すとおりとした。

また、標準的な建築物における用途別エネルギー利用の内訳は、表8.1.15-6(2)に示すとおりとした(ガス：26%、電気：74%)。

表8.1.15-6(1) 標準的な建築物における一次エネルギー消費原単位

用 途	事務所 (3万m ² 以上)	物販店舗等 [デパート・スーパー] (1万m ² 以上)	ホテル・旅館 (1万m ² 以上)	集会所等 (1万m ² 未満)
一次エネルギー消費 原単位(MJ/m ² ・年)	2,230	3,150	2,750	980

出典：「札幌市建築物環境配慮制度 建築部環境配慮計画作成マニュアル2016年版」(平成29年12月 札幌市)

表8.1.15-6(2) 標準的な建築物におけるエネルギー利用の内訳

用 途	消費割合 (%)	使用燃料 (想定)	燃料別 消費割合(%)
熱 源(冷温水機、ボイラ等)	26	ガス	26
熱搬送(冷温水二次ポンプ、空調機等)	13	電気	74
照明・コンセント(照明器具、事務機器等)	36	電気	
動 力(駐車場ファン、揚水ポンプ、エレベーター等)	12	電気	
その他(トランス損失等)	13	電気	
合 計	100	—	100

注) 下記出典資料の「事務所・ビル」の値とした。

出典：「環境省ホームページ ZEB PORTAL 建築物のエネルギー消費状況」(令和3年5月閲覧)

4)一次エネルギー換算係数

電気及びガスの一次エネルギー換算係数は、「(1)調査 E.a.(7)温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量に係る原単位の把握」に示した「エネルギーの使用量に係る原単位(換算係数)(表8.1.15-1(2)(p.338) 参照)」のとおりとした。

5)温室効果ガス(二酸化炭素)排出原単位

電気及びガスの二酸化炭素排出原単位は、「(1)調査 E.a.(7)温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量に係る原単位の把握」に示した「温室効果ガスの排出量に係る原単位(換算係数)(表8.1.15-1(1)(p.338) 参照)」のとおりとした。

d. 予測結果

(ア) 標準的な建築物における温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量

標準的な建築物における一次エネルギー消費量は表8.1.15-7(1)に示すとおりであり、約565,712,000MJ/年と予測する。

また、エネルギー使用量(燃料消費量)又は温室効果ガス排出量は表8.1.15-7(2)に示すとおりである。エネルギー使用量(燃料消費量)は、電気が約42,892,098kWh/年、ガスが約3,268,558m³/年であり、温室効果ガス排出量は約33,263.2 t -CO₂/年と予測する。

表8.1.15-7(1) 標準的な建築物における一次エネルギー使用量

項 目	業 務	商 業	宿 泊	公 共	合 計
延床面積 ^{※1} (m ²) ①	83,300	97,800	24,500	4,600	210,200
一次エネルギー消費 原単位 ^{※2} (MJ/m ² ・年) ②	2,230	3,150	2,750	980	—
一次エネルギー 消費量(MJ/年) ③=①×②	185,759,000	308,070,000	67,375,000	4,508,000	565,712,000

※1: 駐車場の延床面積は、業務、商業、宿泊、公共の用途に面積按分した。

※2: 表8.1.15-6(1)に示した原単位のうち、業務は「事務所(3万m²以上)」、商業は「物販店舗等[デパート・スーパー](1万m²以上)」、宿泊は「ホテル・旅館(1万m²以上)」、公共は「集会所等(1万m²未満)」の値をそれぞれ用いた。

表8.1.15-7(2) 標準的な建築物におけるエネルギー使用量(燃料消費量)又は温室効果ガス排出量

一次エネルギー 消費量 ③	使用燃料					
		消費 割合 ^{※1} ④	一次エネルギー 換算係数 ^{※2} ⑤	燃料消費量 ⑥=③× (④/100)÷⑤	温室効果ガス 排出原単位 ^{※3} ⑦	温室効果ガス 排出量 ⑧=⑥×⑦/1,000
565,712,000 MJ/年	電気	74%	9.76 MJ/kWh	42,892,098 kWh/年	0.601 kg-CO ₂ /kWh	25,778.2 t -CO ₂ /年
	ガス	26%	45.00 MJ/m ³	3,268,558 m ³ /年	2.290 kg-CO ₂ /m ³	7,485.0 t -CO ₂ /年
	合計	100%	—	—	—	33,263.2 t -CO ₂ /年

※1: 使用燃料の消費割合は、表8.1.15-6(2)に示した内容に基づき設定した。

※2: 一次エネルギー換算係数は、表8.1.15-1(2)に示した値とした。

※3: 温室効果ガス排出原単位は、表8.1.15-1(1)に示した値とした。

(イ) 計画建築物による温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量

計画建築物の利用によるエネルギー使用量(燃料消費量)及び温室効果ガス排出量は表8.1.15-8に示すとおりである。エネルギー使用量(燃料消費量)は電気が約19,885,000kWh/年、ガスが約6,268,000m³/年であり、温室効果ガス排出量は約26,304.6 t -CO₂/年と予測する。

また、周辺への供給分を考慮すると、事業全体におけるエネルギー使用量(燃料消費量)は、電気が約20,229,000kWh/年(19,885,000kWh/年+344,000kWh/年)、ガスが約7,048,000m³/年(6,268,000m³/年+780,000m³/年)であり、温室効果ガス排出量は約28,297.5 t -CO₂/年と予測する。

表8.1.15-8 計画建築物によるエネルギー使用量(燃料消費量) 又は温室効果ガス排出量

使用燃料		燃料消費量 ^{※1} ①	温室効果ガス 排出原単位 ^{※2} ②	温室効果ガス排出量 ③=①×②/1,000
計画建築物 使用分	電 気	19,885,000kWh/年	0.601kg-CO ₂ /kWh	11,950.9 t -CO ₂ /年
	ガ ス	6,268,000m ³ /年	2.290kg-CO ₂ /m ³	14,353.7 t -CO ₂ /年
	小 計	—	—	26,304.6 t -CO ₂ /年
周辺供給分	電 気	344,000kWh/年	0.601kg-CO ₂ /kWh	206.7 t -CO ₂ /年
	ガ ス	780,000m ³ /年	2.290kg-CO ₂ /m ³	1,786.2 t -CO ₂ /年
	小 計	—	—	1,992.9 t -CO ₂ /年
合 計		—	—	28,297.5 t -CO ₂ /年

※1: 燃料消費量は、表8.1.15-5に示した値とした。

※2: 温室効果ガス排出原単位は、表8.1.15-1(1)に示した値とした。

注) 電気は、受電電力20,229,000kWh/年のうち、一部をDHCプラント稼働に係る電力として利用すると想定した。DHCプラントから周辺に供給する冷温水量(ガス 約780,000m³/年相当(全体の約13.6%))より、DHCプラントに供給する電力全体(4,500,000kWh/年)のうち、周辺供給分として利用する電気量は約612,000kWh/年と想定される。そのため、事業全体の電気使用量(35,529,000kWh/年)に対する割合から電気の周辺供給分としての利用は約1.7%とし、受電電力20,229,000kWh/年を按分した。

(ウ) 計画建築物による温室効果ガスの削減量

標準的な建築物と比較した場合における、計画建築物の温室効果ガスの削減の程度は、表8.1.15-9に示すとおりである。

温室効果ガス排出量の削減量は約6,958.6 t -CO₂/年、削減率は約20.9%と予測する。

表8.1.15-9 計画建築物による温室効果ガスの削減量

使用燃料	標準的な建築物 ①	計画建築物 [※] ②	削減量 ③=①-②
温室効果ガス排出量 (t -CO ₂ /年)	33,263.2	26,304.6	▲6,958.6 (約20.9%)

※: 計画建築物の数値は、周辺供給分以外の値とした。

注) ()内の数字は、標準的な建築物と比較した際の計画建築物の温室効果ガス排出量の削減率を表す。

(3) 環境保全のための措置

温室効果ガスに係る環境保全のための措置の内容は、表8.1.15-10に示すとおりである。

表8.1.15-10 環境保全のための措置の内容(温室効果ガス)

項 目	環境保全のための措置の内容	事業計画 で検討	予測へ の反映
土地又は 工作物の 存在及び 供用	・エネルギー効率の高い空調・換気設備、給湯設備、照明設備の採用に努める。	○	－
	・建物外装仕様等(Low-Eガラスの採用、高断熱・日射負荷低減等)を検討し、建築物の熱負荷低減に努める。	○	－

(4) 評 価

A. 評価方法

評価方法は、温室効果ガスに係る環境影響の程度を予測し、事業計画の中で実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する方法とした。

B. 評価結果

a. 回避・低減に係る評価

本事業では、標準的な建築物と比較した計画建築物による温室効果ガス排出量の削減率は約20.9%である。

また、供用後にはエネルギー効率の高い設備の採用に努めること、建物外装仕様等を検討し、建築物の熱負荷低減に努めることを実施することから、温室効果ガスの影響は、事業者の実行可能な範囲内で回避・低減されていると評価する。